

2020年4月

IFRS®基準
公開草案 ED/2020/1

金利指標改革－フェーズ2

IFRS第9号、IAS第39号、IFRS第7号、IFRS第4号及び
IFRS第16号の修正案

コメント期限：2020年5月25日

公開草案

金利指標改革 ― フェーズ 2

IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号、IFRS 第 7 号、
IFRS 第 4 号及び IFRS 第 16 号の修正案

コメント期限：2020 年 5 月 25 日

IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号、IFRS 第 7 号、IFRS 第 4 号及び IFRS 第 16 号の修正案
—2020 年 4 月

Exposure Draft ED/2020/1 *Interest Rate Benchmark Reform—Phase 2* is published by the International Accounting Standards Board (Board) for comment only. The proposals may be modified in the light of comments received before being issued in final form. Comments need to be received by 25 May 2020 and should be submitted by email to commentletters@ifrs.org or electronically using our ‘Open for comment documents’ page at: <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at www.ifrs.org unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this and how we use your personal data.

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the Board and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

ISBN: 978-1-911629-69-6

Copyright © 2020 IFRS Foundation

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at licences@ifrs.org.

Copies of Board publications may be obtained from the Foundation’s Publications Department. Please address publication and copyright matters to publications@ifrs.org or visit our webshop at <http://shop.ifrs.org>.

The Japanese translation of the Exposure Draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The Foundation has trade marks registered around the world (Marks) including ‘IAS®’, ‘IASB®’, the ‘IASB® logo’, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, the IFRS® logo, ‘*IFRS for SMEs*®’, the *IFRS for SMEs*® logo, ‘IFRS Taxonomy’, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, the ‘Hexagon Device’, ‘NIIF®’ and ‘SIC®’. Further details of the Foundation’s Marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

公開草案

金利指標改革 — フェーズ2

IFRS 第9号、IAS 第39号、IFRS 第7号、
IFRS 第4号及びIFRS 第16号の修正案

コメント期限：2020年5月25日

IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号、IFRS 第 7 号、IFRS 第 4 号及び IFRS 第 16 号の修正案
—2020 年 4 月

公開草案 ED/2020/1「金利指標改革 – フェーズ 2」は、国際会計基準審議会（当審議会）がコメントを求めることのみのために公表したものである。提案は、最終の形となる前に、寄せられたコメントに照らして修正されることがある。コメントは、2020 年 5 月 25 日までに到着する必要がある、commentletters@ifrs.org への電子メール又は我々の‘Open for comment documents’ページ (<https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>) を用いて電子的に提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト (www.ifrs.org) に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この点及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

注意書き：適用される法律が認める範囲で、当審議会及び IFRS 財団（当財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

ISBN: 978-1-911629-69-6

コピーライト © 2020 IFRS Foundation

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の licences@ifrs.org に連絡されたい。

IASB 公表物のコピーは当財団の出版部から入手できる。公表物及び著作権に関する事項については、publications@ifrs.org に照会するか又は当財団のウェブショップ <http://shop.ifrs.org> を訪問されたい。

本公表物に含まれている公開草案の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経していない。当該日本語訳は IFRS 財団の著作物である。



当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、‘IAS®’, ‘IASB®’, ‘IASB® ロゴ’, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, IFRS® ロゴ, ‘IFRS for SMEs®’, IFRS for SMEs® ロゴ, ‘IFRS Taxonomy’, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, ‘Hexagon Device’, ‘NIIF®’ 及び ‘SIC®’ がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

目 次

	開始ページ
はじめに	6
コメント募集	7
[案] IFRS 第 9 号「金融商品」の修正	12
[案] IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」の修正	17
[案] IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の修正	21
[案] IFRS 第 4 号「保険契約」の修正	23
[案] IFRS 第 16 号「リース」の修正	24
審議会による 2020 年 4 月公表の公開草案「金利指標改革 — フェーズ 2」の承認	26
本公開草案に関する結論の根拠	27

はじめに

当審議会が本公開草案を公表する理由

本公開草案は、IFRS 第 9 号「金融商品」、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」、IFRS 第 7 号「金融商品：測定」、IFRS 第 4 号「保険契約」及び IFRS 第 16 号「リース」の修正についての提案を示している。本公開草案は、2019 年 9 月に公表した「金利指標改革」に続くものである。本公開草案は、国際会計基準審議会（当審議会）が、優先事項として、金利指標が代替的な、取引データを基礎とする程度がより大きい、ほぼリスクフリーの金利（代替的な指標金利）に置き換えられる際に生じる企業の財務諸表に対する金利指標改革の影響を検討するプロジェクトの次のフェーズである。

2014 年に、金融安定理事会が、銀行間取引金利（IBORs）などの特定の主要な金利指標の改革を提言した。それ以来、多くの法域で当局が金利指標改革を導入するための手順を踏んできており、市場参加者に対して、金利指標の改革（金利指標の代替的な指標金利への置換えを含む）に向けての適時の進捗を確保することをますます促している。金利指標改革に向けての進捗は、いくつかの主要な金利指標が 2021 年末までに公表されなくなるという一般的な予想に従っている。本公開草案において、「金利指標改革」という用語は、IFRS 第 9 号の 6.8.2 項及び IAS 第 39 号の第 102B 項に記述している市場全体での金利指標の改革を指している。

2018 年に、当審議会は、金利指標改革の財務報告上の影響を検討するプロジェクトをアジェンダに追加することを決定した。当審議会は、財務報告上の影響を生じる可能性のある論点の 2 つのグループを識別した。

- a. 金利指標の改革（金利指標の代替的な指標金利への置換えを含む）前の期間における財務報告に影響を与える論点（置換え前の論点）
- b. 金利指標の改革（金利指標の代替的な指標金利への置換えを含む）中の財務報告に影響を与える論点（置換えの論点）

2019 年 9 月に、当審議会は、優先事項として置換え前の論点に対処するため、IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号及び IFRS 第 7 号を修正した（フェーズ 1）。これらの修正は、特定のヘッジ会計の要求事項に対する一時的な例外を設けている。その結果、企業はそれらの特定のヘッジ会計の要求事項を、ヘッジされるリスク及び／又はヘッジ対象若しくはヘッジ手段のキャッシュ・フローの基礎となっている金利指標が改革の結果として変更されないものと仮定して、適用することになる。これらの例外の適用により、金利指標改革から生じる不確実性だけの理由で企業がヘッジ会計の中止を要求されることが防止される。

本プロジェクトのフェーズ 2、したがって、本公開草案における提案は、置換えの論点を扱っている。フェーズ 2 の目的は、企業が財務諸表利用者に有用な情報を提供することを支援し、代替的な指標金利への移行の結果として契約上のキャッシュ・フロー又はヘッジ関係に変更が加えられる場合に、作成者が IFRS 基準を適用するのを支援することである。

本公開草案における提案

本公開草案は、IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号、IFRS 第 7 号、IFRS 第 4 号及び IFRS 第 16 号の下記に関する特定の要求事項の修正を提案している。

- (a) 金融資産及び金融負債（リース負債を含む）の条件変更
- (b) ヘッジ会計
- (c) 開示

誰がこの提案の影響を受けるのか

当審議会は、国際資本市場において金利指標が広範に使用されていることから、本公開草案の提案が多く企業の影響を与えると予想している。本公開草案の提案は、金利指標を参照している、金利指標改革の結果として当該金利指標を代替的な指標金利に置き換えることを要求されたか又は要求されることとなる金融資産及び金融負債（リース負債を含む）を有する企業に影響を与える。大半の場合、その置換えは、これらの企業の金融商品又はリース負債の条件変更を必要とすることになるが、「フォールバック条項」などの既存の契約条件の発動を通じて適用される場合もあり得る。提案は、金利指標改革の影響を直接に受けるヘッジ関係に IFRS 第 9 号又は IAS 第 39 号のヘッジ会計の要求事項を適用する企業、及び IFRS 第 7 号の要求事項を適用して開示を提供する企業にも影響を与える。

今後の手順

当審議会は、本公開草案の提案に対して受け取るコメントを検討し、修正案を進めるべきかどうかを決定する。当審議会は、結果として生じる修正を 2020 年に完了する計画である。

コメント募集

当審議会は、本公開草案（特に、以下に示す質問）に対するコメントを募集している。コメントは次のようなものである場合に最も有用である。

- (a) 記載された質問に対応している。
- (b) 関連する具体的な項を明記している。
- (c) 明確な論拠を含んでいる。
- (d) 提案において翻訳が困難な語句を識別している。
- (e) 該当がある場合には、当審議会が検討すべき代替案を含んでいる。

当審議会は、本公開草案で扱っている事項についてのみコメントを募集している。

コメント提出者への質問

質問 1 — 金融資産及び金融負債の条件変更 (IFRS 第 9 号の修正 [案] の 6.9.1 項から 6.9.6 項、IFRS 第 4 号の修正 [案] の第 20R 項から第 20S 項及び第 50 項から第 51 項並びに IFRS 第 16 号の修正 [案] の第 104 項から第 106 項及び C1A 項から C1B 項)

IFRS 第 9 号の修正案の 6.9.2 項から 6.9.6 項は、次のことを提案している。

- (a) 金融資産又は金融負債は、当該金融商品の当初認識後に契約上のキャッシュ・フローの決定の基礎が変更される場合には、条件変更される。この文脈において、たとえ金融商品の契約条件が修正されない場合であっても、条件変更が生じる可能性がある。
- (b) 企業は、金利指標改革によって要求される金融資産又は金融負債の条件変更を会計処理するための実務上の便法として IFRS 第 9 号の B5.4.5 項を適用する。
- (c) 条件変更が金利指標改革によって要求されるのは、次の場合であり、かつ、次の場合のみである。(i) 金利指標改革の直接の結果として要求され、かつ、(ii) 契約上のキャッシュ・フローの決定の新たな基礎が従前の基礎（すなわち、条件変更直前の基礎）と経済的に同等である。
- (d) 企業は、既存の契約条件が発動されて金融資産又は金融負債の契約上のキャッシュ・フローの決定の基礎の変更が生じ、かつ、他の特定の条件が満たされる場合には、6.9.3 項で提案している実務上の便法も適用する。

結論の根拠の BC10 項から BC36 項は、当審議会のこれらの提案の理由を記述している。

- (e) 本公開草案は、これらに対応する IFRS 第 4 号の修正を行うことを提案しており、IFRS 第 9 号の一時的免除を適用する保険者に、上記と同じ実務上の便法の適用を要求する。
- (f) 本公開草案は、IFRS 第 16 号の修正を提案しており、金利指標改革によって要求されるリースの条件変更の会計処理に IFRS 第 16 号の第 42 項を適用することを企業に要求する。

結論の根拠の BC39 項から BC41 項及び BC118 項から BC125 項は、当審議会のこれらの提案の理由を記述している。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。提案の一部だけに同意する場合は、何に同意し何に反対なのかを明示されたい。提案に反対の場合は、何を提案するか及びその理由を説明されたい。

質問 2 — ヘッジ関係の修正 (IFRS 第 9 号の修正 [案] の 6.9.7 項から 6.9.10 項及び IAS 第 39 号の修正 [案] の第 102O 項から第 102R 項)

IFRS 第 9 号の修正案の 6.9.7 項から 6.9.10 項及び IAS 第 39 号の修正案の第 102O 項から第 102R 項は、企業は、ヘッジされるリスク及び／又はヘッジ対象若しくはヘッジ手段の金利指標に基づくキャッシュ・フローの時期及び金額に関して、金利指標改革から生じる不確実性がもはや存在しなくなる時点で、6.9.7 項及び第 102O 項に定める変更のうち 1 つ又は複数を行うためののみ、ヘッジ関係の正式の指定を修正すると提案している。

結論の根拠の BC42 項から BC50 項は、当審議会のこれらの提案の理由を記述している。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。提案の一部だけに同意する場合は、何に同意し何に反対なのかを明示されたい。提案に反対の場合は、何を提案するか及びその理由を説明されたい。

質問 3 — 適格なヘッジ関係及び項目グループの会計処理 (IFRS 第 9 号の修正 [案] の 6.9.11 項から 6.9.15 項及び IAS 第 39 号の修正 [案] の第 102S 項から第 102X 項)

IFRS 第 9 号の修正案の 6.9.11 項から 6.9.15 項及び IAS 第 39 号の修正案の第 102S 項から第 102X 項は、次のことを提案している。

- (a) IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号の要求事項は、ヘッジ手段及びヘッジ対象を代替的な指標金利に基づいて再測定し、結果として生じる非有効部分を純損益に認識するために、ヘッジ関係の指定が修正される際に適用される。
- (b) 企業がヘッジ対象の記述を修正する日においてキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に累積されている金額は、ヘッジされる将来キャッシュ・フローの決定の基礎となる代替的な指標金利に基づくものとみなされる。
- (c) 中止されたヘッジ関係において過去にヘッジ対象として指定された金融資産又は金融負債の契約上のキャッシュ・フローの決定の基礎に変更がある場合、中止されたヘッジ関係についてキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に累積されている金額は、ヘッジされる将来キャッシュ・フローの決定の基礎となる代替的な指標金利に基づくものとみなされる。
- (d) 6.9.7 項又は第 102O 項をヘッジ対象に指定された項目グループに適用する際に、ヘッジ対象は、参照されている指標金利に基づいて同じヘッジ関係の中のサブグループに配分され、比例テストは各サブグループに別々に適用される。
- (e) IAS 第 39 号で要求される遡及的な有効性の評価の目的上、ヘッジ対象及びヘッジ手段の公正価値変動の累計額は、IAS 第 39 号の第 102G 項の適用が終了する時にゼロに戻される。

結論の根拠の BC51 項から BC79 項は、当審議会のこれらの提案の理由を記述している。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。提案の一部だけに同意する場合は、何に同意し何に反対なのかを明示されたい。提案に反対の場合は、何を提案するか及びその理由を説明されたい。

質問 4 — リスク要素及び部分の指定 (IFRS 第 9 号の修正 [案] の 6.9.16 項から 6.9.18 項及び IAS 第 39 号の修正 [案] の第 102Y 項から第 102Z1 項)

IFRS 第 9 号の修正案の 6.9.16 項から 6.9.18 項及び IAS 第 39 号の修正案の第 102Y 項から第 102Z1 項は、次のことを提案している。

- (a) 指定される日において独立して識別可能ではない、契約以外で定められたリスク要素として指定された代替的な指標金利は、次の場合に、かつ、その場合にのみ、その日において当該要求を満たしていたものとみなされる。それは、代替的な指標金利が、その代替的指標金利がリスク要素として指定される日から 24 か月の期間内に独立して識別可能となると企業が合理的に予想している場合である。
- (b) その後において、代替的な指標金利が、リスク要素として指定された日から 24 か月以内に独立して識別可能とはならないと企業が合理的に予想する場合には、企業は 6.9.16 項及び第 102Y 項の要求の適用を終了し、ヘッジ会計をその見直しの日から将来に向かって中止する。

結論の根拠の BC87 項から BC97 項は、当審議会のこれらの提案の理由を記述している。

この提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。提案に反対の場合は、何を提案するか及びその理由を説明されたい。

質問 5 — 発効日及び経過措置 (IFRS 第 9 号の修正 [案] の 7.1.9 項及び 7.2.36 項から 7.2.38 項及び IAS 第 39 号の修正 [案] の第 108H 項から第 108J 項)

- (a) 本公開草案は、修正の発効日を 2021 年 1 月 1 日以後開始する事業年度とすることを提案している。早期適用は認められる。
- (b) 本公開草案は、下記(ii)に定める場合を除き、修正を IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って遡及適用することを提案している。企業は次のようにする。
- (i) 次の場合に、かつ、次の場合にのみ、中止されたヘッジ関係を復活させる。それは、企業が当該ヘッジ関係を中止したのは金利指標改革によって要求された変更のみが理由であり、したがって、当該修正がその時点で適用されていたならば企業が当該ヘッジ関係を中止することを要求されなかったであろう場合である。
- (ii) これらの修正の適用を反映するために過去の期間を修正再表示することは要求されない。ただし、企業は、事後的判断を使用せずに可能である場合に、かつ、その場合にのみ、過去の期間を修正再表示することができる。

結論の根拠の BC110 項から BC115 項は、当審議会のこれらの提案の理由を記述している。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。提案の一部だけに同意する場合は、何に同意し何に反対なのかを明示されたい。提案に反対の場合は、何を提案するか及びその理由を説明されたい。

質問 6 — 開示 (IFRS 第 7 号の修正 [案] の第 24I 項から第 24J 項及び第 44HH 項から第 44II 項)

本公開草案は、下記に関する情報を提供するために企業が具体的な開示を提供することを提案している。

- (a) 企業が晒されている金利指標改革から生じるリスクの性質及び程度、並びに企業が当該リスクをどのように管理しているか
- (b) 金利指標から代替的な指標金利への移行の完了における企業の進捗度、及び企業が当該以降をどのように管理しているか

結論の根拠の BC105 項から BC109 項は、当審議会のこれらの提案の理由を記述している。

この提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。提案に反対の場合は、何を提案するか及びその理由を説明されたい。

期 限

当審議会は、2020年5月25日（45日後）までに書面で受け取ったすべてのコメントを考慮する。

コメントの方法

IFRS 財団のオフィスは、政府のコロナウイルス・パンデミック対策に沿って一時的に閉鎖している。しかし、我々は作業をしており、これらの修正案を最終確定するにあたり回答者の意見を考慮する。コメントは電子的に提出されたい。

オンライン ‘Open for comment documents’ ページにアクセス
<https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>

電子メール 送付先： commentletters@ifrs.org

回答者が秘密扱いを求めて我々がそれを認める場合を除き、コメントは公開の記録とされ、我々のウェブサイトに掲載される。秘密扱いの要求は、例えば商業的な守秘事項のような正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

[案] IFRS 第 9 号「金融商品」の修正

6.9.1 項から 6.9.18 項、7.1.9 項及び 7.2.36 項から 7.2.38 項を追加する。新たな見出しを 6.9.1 項の前に追加し、小見出しを 6.9.1 項、6.9.7 項、6.9.11 項、6.9.15 項、6.9.16 項及び 7.2.36 項の前に追加する。参照の便宜のため、これらの各項には下線を付していない。

6.9 金利指標改革から生じる追加の一時的例外

金融資産及び金融負債の条件変更

- 6.9.1 企業は、6.9.2項から6.9.6項並びに7.1.9項及び7.2.36項から7.2.38項を、金利指標改革の結果として、条件変更が行われるか又は当該金融資産及び金融負債の契約上のキャッシュ・フローの決定の基礎を変更する既存の契約条件を発動させたすべての金融資産及び金融負債に適用しなければならない。これらの各項は、そうした金融資産及び金融負債のみに適用される。この目的上、「金利指標改革」という用語は、6.8.2項に記述した金利指標の市場全体での改革を指す。
- 6.9.2 6.9.3項から6.9.4項及び6.9.6項を適用する目的上、金融資産又は金融負債は、契約上のキャッシュ・フローの決定の基礎が当該金融商品の当初認識後に変更される場合には、条件変更されている。この文脈において、たとえ金融商品の契約条件が修正されない場合であっても、条件変更が生じることがあり得る。
- 6.9.3 実務上の便法として、企業は、金利指標改革によって要求される金融資産又は金融負債の条件変更を会計処理するために B5.4.5項を適用しなければならない。この実務上の便法は、そのような条件変更にのみ（ただし、6.9.5項も参照）、条件変更が金利指標改革によって要求されている範囲でのみ適用される（6.9.6項も参照）。この目的上、次の条件の両方が満たされる場合に、かつ、その場合にのみ、条件変更が金利指標改革によって要求されている。
- (a) 条件変更が金利指標改革の直接の結果として要求されている。
 - (b) 契約上のキャッシュ・フローの決定の新しい基礎が、従前の基礎（すなわち、条件変更の直前の基礎）と経済的に同等である。
- 6.9.4 金利指標改革によって要求されている条件変更の例には、下記に限定された変更が含まれる。
- (a) 金融資産若しくは金融負債の契約上のキャッシュ・フローを決定するために使用される既存の金利指標の代替的な指標金利への置換え（例えば、LIBOR の代替的な指標金利への置換え）又は、金利指標の計算に使用される方法の変更による金利指標の改革の実施
 - (b) 既存の金利指標と代替的な指標金利との間のベースス差異を補償するための固定

金利指標改革—フェーズ 2

スプレッドの追加

- (c) 金利指標の改革を実施するために必要な、金利改定期間、金利改訂日又は利払日の間の日数の変更
- (d) 上記の(a)から(c)に示した変更のいずれかを実行できるようにする金融資産又は金融負債の契約条件へのフォールバック条項の追加

6.9.5 企業はまた、これらの変更が6.9.2項における条件変更の記述に該当しなくても、次の条件がすべて満たされる場合には6.9.3項の実務上の便法を適用しなければならない(6.9.6項も参照)。

- (a) 既存の契約条件が発動され、当該契約条件が契約上のキャッシュ・フローの基礎を変更する(例えば、既存のフォールバック条項が発動される)ことにより、企業が将来の現金支払又は現金収入の見積りを改定する。
- (b) 契約上のキャッシュ・フローの基礎を変更する既存の契約条件が発動が、金利指標改革の直接の結果として要求されている。
- (c) 契約上のキャッシュ・フローの決定の新しい基礎が、従前の基礎(すなわち、発動の直前の基礎)と経済的に同等である。

6.9.6 金利指標改革によって要求されている変更に加えて、金融資産又は金融負債の契約上のキャッシュ・フローの決定の基礎に変更がある場合には、企業は最初に、6.9.3項の実務上の便法を金利指標改革によって要求されている変更に応用しなければならない。企業は、それから本基準における適用される要求事項を追加的な変更に応用しなければならない。これは、例えば、企業が最初に実務上の便法を金利指標改革によって要求されている条件変更(すなわち、6.9.3項の両方の条件を満たす条件変更)に応用することを意味する。企業はそれから、本基準における適用される要求事項を、実務上の便法が適用されていない変更に応用する。追加的な条件変更が金融資産又は金融負債の認識の中止を生じさせない場合には、企業は5.4.3項を適用してその金融資産の追加的な条件を会計処理するか又はB5.4.6項を適用してその金融負債の追加的な条件を会計処理しなければならない。追加的な条件変更が金融資産又は金融負債の認識の中止を生じさせる場合には、認識の中止の要求事項が適用される。

ヘッジ会計

6.9.7 金利指標改革から生じる不確実性が、ヘッジされるリスク及び/又はヘッジ対象若しくはヘッジ手段の金利指標に基づくキャッシュ・フローの時期及び金額に関して、もはや存在しなくなる時点(6.8.9項から6.8.12項参照)で、企業は以前に文書化していたヘッジ関係の正式な指定を修正しなければならない。この文脈において、ヘッジ指定は下記の変更のうちの1つ又は複数を行うためにのみ修正しなければならない。

- (a) 代替的な指標金利(契約で定められるもの又は契約以外で定められるもの)をヘッジされるリスクとして指定

(b) ヘッジ対象の記述を代替的な指標金利に言及するように修正

(c) ヘッジ手段の記述を代替的な指標金利に言及するように修正

6.9.8 金利指標改革によって要求される変更に加えて、ヘッジ関係において指定された金融資産又は金融負債（6.9.3項又は6.9.5項に記述）又はヘッジ関係の指定（6.9.7項で要求）に変更が行われる場合には、企業は最初に、本基準における適用される要求事項を適用して、それらの追加的な変更がヘッジ会計の中止を生じさせるのかどうかを決定しなければならない。その追加的な変更がヘッジ会計の中止を生じさせない場合には、企業はヘッジ関係の正式な指定を6.9.7項に定める形でのみ修正しなければならない。

6.9.9 念のためであるが、正式のヘッジ関係を修正するための6.9.7項の適用は、ヘッジ会計の中止にも新たなヘッジ関係の指定にもならない。

6.9.10 6.9.7項を適用する場合、金利指標改革から生じる不確実性が解消される時期（6.8.9項から6.8.12項参照）に応じて、企業は、異なるヘッジ関係の正式な指定を異なる時期に修正すること、又は特定のヘッジ関係の正式な指定を複数回修正することができる。このような変更がヘッジ指定に対して行われる場合に、かつ、その場合にのみ、企業は6.9.11項から6.9.17項を関連性のある範囲で適用しなければならない。6.9.11項から6.9.18項は、それらの各項で定めている要求事項のみに対して例外を設けている。企業は、本基準における他のすべてのヘッジ会計の要求事項を、金利指標改革の影響を直接受けたヘッジ関係に適用しなければならない。

適格なヘッジ関係の会計処理

公正価値ヘッジ

6.9.11 ヘッジ指定が6.9.7項を適用して修正される時に公正価値ヘッジを会計処理するために6.5.8項を適用する目的上、企業は次のようにしなければならない。

(a) ヘッジ手段を代替的な指標金利に基づいて再測定し、対応する利得又は損失を純損益に認識する。

(b) ヘッジ対象の帳簿価額をヘッジされるリスクに指定した代替的な指標金利に基づいて再測定し、対応する利得又は損失を純損益に認識する。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

6.9.12 ヘッジ指定が6.9.7項を適用して修正される時にキャッシュ・フロー・ヘッジを会計処理するために6.5.11項を適用する目的上、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金は次のいずれか低い方に再測定される。

(a) 代替的な指標金利に基づいて計算した、ヘッジ手段に係る利得又は損失の累計額

(b) 代替的な指標金利に基づいて計算した、ヘッジ対象の公正価値変動の累計額

金利指標改革—フェーズ2

- 6.9.13 したがって、企業がヘッジ対象の記述を修正する日におけるキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に累積されている金額は、ヘッジされる将来のキャッシュ・フローの決定の基礎となる代替的な指標金利に基づくものとみなさなければならない。
- 6.9.14 中止されたヘッジ関係において過去にヘッジ対象に指定されていた金融資産又は金融負債の契約上のキャッシュ・フローの決定の基礎に変更がある場合には、中止されたヘッジ関係についてキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に累積されていた金額（6.5.12項参照）は、契約上のキャッシュ・フローの基礎となる代替的な指標金利に基づくものとみなさなければならない。

項目グループ

- 6.9.15 企業がヘッジ関係においてヘッジ対象に指定した項目グループに6.9.7項を適用する場合には、企業は、当該ヘッジ対象をヘッジされる指標金利に基づいてサブグループに配分し、各サブグループに係る指標金利をヘッジされるリスクとして指定しなければならない。企業は、サブグループにおける個々の項目の公正価値の変動が項目グループに起因する公正価値の変動の全体とおおむね比例的であると見込まれるかどうかを、各サブグループについて別々に評価しなければならない。例えば、項目グループが金利指標改革の対象となる指標金利の変動についてヘッジされているヘッジ関係においては、当該グループの一部の項目は、当該グループの他の項目の前に代替的な指標金利を参照するように条件変更される可能性がある。この例では、6.9.7項を適用するために、企業は代替的な指標金利に関連するヘッジ対象のサブグループについてヘッジされるリスクとして指定することになる。企業は、ヘッジ対象の他のサブグループについては、それらの項目が代替的な指標金利を参照するように条件変更されるまでは、既存の指標金利をヘッジされるリスクとして引き続き指定することになる。

リスク要素の指定

- 6.9.16 契約以外で定められたリスク要素として指定された代替的な指標金利のうち、指定される日において独立して識別可能ではないものは、次の場合に、かつ、その場合にのみ、その要求を満たしたものとみなさなければならない。その場合とは、代替的な指標金利が、その代替的な指標金利がリスク要素として指定される日から24か月の期間内に独立して識別可能となると企業が合理的に予想している場合である。
- 6.9.17 その後において、代替的な指標金利がリスク要素として指定された日から24か月以内に独立して識別可能とはならないと企業が合理的に予想する場合には、企業は6.9.16項の要求事項の適用を終了し、ヘッジ会計をその見直しの日から将来に向かって中止しなければならない。
- 6.9.18 6.9.7項に定めたヘッジ関係に加えて、企業は6.9.16項から6.9.17項の要求事項を次のような新たなヘッジ関係に適用しなければならない。それは、金利指標改革の結果として当該リスク要素が指定される日において独立して識別可能でない場合に、6.3.7項及びB6.3.8項を適用して契約以外で定められたリスク要素として指定されているヘッジ関係である。

7.1 発効日

...

- 7.1.9 2020年 [月] 公表の [案]「金利指標改革 – フェーズ2」(IFRS 第9号、IAS 第39号、IFRS 第7号、IFRS 第4号及び IFRS 第16号を修正) により、セクション6.9及び7.2.36項から7.2.38項が追加された。企業はこれらの修正を [2021年1月1日] 以後開始する事業年度に適用しなければならない。早期適用は認められる。企業がこれらの修正を早期適用する場合には、その旨を開示しなければならない。

7.2 経過措置

...

[案]「金利指標改革 – フェーズ2」に係る経過措置

- 7.2.36 企業は、[案]「金利指標改革 – フェーズ2」を IAS 第8号に従って遡及適用しなければならない。ただし、7.2.38項に定める場合を除く。
- 7.2.37 7.2.36項を適用して、企業は次の場合に、かつ、次の場合にのみ、中止したヘッジ関係を復活させなければならない。その場合とは、ヘッジ会計を中止したのは金利指標改革によって要求された変更のみが理由であり、したがって、仮に当該修正がその時点で適用されていたならば、ヘッジ関係を中止することを要求されていなかったであろう場合である。
- 7.2.38 企業は、これらの修正の適用を反映するために過去の期間を修正再表示することを要求されない。企業は、事後的判断を使用せず可能である場合に、かつ、その場合にのみ、過去の期間を修正再表示することができる。企業は過去の期間を修正再表示しない場合には、企業は、従前の帳簿価額とこれらの修正の適用開始日を含む事業年度の期首現在の帳簿価額との差額を、これらの修正の適用開始日を含む事業年度の利益剰余金期首残高（又は、適切な場合には、資本の他の内訳項目）に認識しなければならない。

[案] IAS 第39号「金融商品：認識及び測定」の修正

第102O項から第102Z1項及び第108H項から第108J項を追加する。新たな見出しを第102O項の前に追加し、小見出しを第102O項、第102S項、第102X項及び第102Y項の前に追加する。参照の便宜のため、これらの各項には下線を付していない。

第102M項を修正する。新規の文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

...

特定のヘッジ会計の要求事項の適用の一時的例外

...

適用の終了

102M 企業は、ヘッジ関係への第102G項の適用を、次のいずれか早い方の時点で将来に向かって終了しなければならない。

- (a) 金利指標改革から生じる不確実性が、ヘッジされるリスク並びにヘッジ対象 又は及び ヘッジ手段の金利指標に基づくキャッシュ・フローの時期及び金額 に関してもはや存在しなくなった時
- (b) その例外が適用されているヘッジ関係が中止された時

...

金利指標改革から生じる追加の一時的例外

ヘッジ会計

102O 金利指標改革から生じる不確実性が、ヘッジされるリスク及び／又はヘッジ対象若しくはヘッジ手段の金利指標に基づくキャッシュ・フローの時期及び金額に関して、もはや存在しなくなる時点で（第102J項及び第102N項）、企業は以前に文書化していたヘッジ関係の正式な指定を修正しなければならない。この文脈において、ヘッジ指定は下記の変更のうちの1つ又は複数を行うためにのみ修正しなければならない。

- (a) 代替的な指標金利（契約で定められるもの又は契約以外で定められるもの）をヘッジされるリスクとして指定
- (b) ヘッジ対象の記述を代替的な指標金利に言及するように修正
- (c) ヘッジ手段の記述を代替的な指標金利に言及するように修正
- (d) 企業がどのようにヘッジ有効性を評価するのかの記述を修正

102P 金利指標改革によって要求される変更に加えて、ヘッジ関係において指定された金融資産又は金融負債（本公開草案で提案している IFRS 第9号の修正案の6.9.3項又は6.9.5項

に記述)又はヘッジ関係の指定(第102O 項で要求)に変更が行われる場合には、企業は最初に、本基準における適用される要求事項を適用して、それらの追加的な変更がヘッジ会計の中止を生じさせるのかどうかを決定しなければならない。その追加的な変更がヘッジ会計の中止を生じさせない場合には、企業はヘッジ関係の正式な指定を第102O 項に定める形でのみ修正しなければならない。

- 102Q 念のためであるが、正式のヘッジ関係を修正するための第102O 項の適用は、ヘッジ会計の中止にも新たなヘッジ関係の指定にもならない。
- 102R 第102O 項を適用する場合、金利指標改革から生じる不確実性が解消される時期(第102J 項から第102N 項参照)に応じて、企業は、異なるヘッジ関係の正式な指定を異なる時期に修正すること、又は特定のヘッジ関係の正式な指定を複数回修正することができる。このような変更がヘッジ指定に対して行われる場合に、かつ、その場合にのみ、企業は第102S 項から第102Z 項を関連性のある範囲で適用しなければならない。第102S 項から第102Z1 項は、それらの各項で定めている要求事項のみに対して例外を設けている。企業は、本基準における他のすべてのヘッジ会計の要求事項を、金利指標改革の影響を直接受けたヘッジ関係に適用しなければならない。

適格なヘッジ関係の会計処理

- 102S 第88項(e)を適用してヘッジ関係の遡及的な有効性を評価する目的上(及びこの目的でのみ)、企業はヘッジ対象及びヘッジ手段の公正価値変動の累計額を、第102M 項で要求するところにより第102G 項の適用を終了した直後にゼロに戻さなければならない。

公正価値ヘッジ

- 102T ヘッジ指定が第102O 項を適用して修正される時に公正価値ヘッジを会計処理するために第89項を適用する目的上、企業は次のようにしなければならない。
- (a) ヘッジ手段を代替的な指標金利に基づいて再測定し、対応する利得又は損失を純損益に認識する。
 - (b) ヘッジ対象の帳簿価額をヘッジされるリスクに指定した代替的な指標金利に基づいて再測定し、対応する利得又は損失を純損益に認識する。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

- 102U ヘッジ指定が第102O 項を適用して修正される時にキャッシュ・フロー・ヘッジを会計処理するために第96項を適用する目的上、ヘッジ対象に関連した資本の独立項目は次のいずれか低い方に再測定される。
- (a) 代替的な指標金利に基づいて計算した、ヘッジ手段に係る利得又は損失の累計額
 - (b) 代替的な指標金利に基づいて計算した、ヘッジ対象の公正価値変動の累計額

金利指標改革—フェーズ 2

- 102V したがって、企業がヘッジ対象の記述を修正する日におけるその他の包括利益に認識された利得又は損失の累計額は、ヘッジされる将来のキャッシュ・フローの決定の基礎となる代替的な指標金利に基づくものとみなさなければならない。
- 102W 中止されたヘッジ関係において過去にヘッジ対象に指定されていた金融資産又は金融負債の契約上のキャッシュ・フローの決定の基礎に変更がある場合には、中止されたヘッジ関係についてその他の包括利益に累積されていた金額（第101項(c)参照）は、契約上のキャッシュ・フローの基礎となる代替的な指標金利に基づくものとみなさなければならない。

項目グループ

- 102X 企業がヘッジ関係においてヘッジ対象に指定した項目グループに第102O 項を適用する場合には、企業は、当該ヘッジ対象をヘッジされる指標金利に基づいてサブグループに配分し、各サブグループに係る指標金利をヘッジされるリスクとして指定しなければならない。企業は、サブグループにおける個々の項目の公正価値の変動が項目グループに起因する公正価値の変動の全体とおおむね比例的であると見込まれるかどうかを、各サブグループについて別々に評価しなければならない。例えば、項目グループが金利指標改革の対象となる指標金利の変動についてヘッジされているヘッジ関係においては、当該グループの一部の項目は、当該グループの他の項目の前に代替的な指標金利を参照するように条件変更される可能性がある。この例では、第102O 項を適用するために、企業は代替的な指標金利に関連するヘッジ対象のサブグループについてヘッジされるリスクとして指定することになる。企業は、ヘッジ対象の他のサブグループについては、これらの項目が代替的な指標金利を参照するように条件変更されるまでは、既存の指標金利をヘッジされるリスクとして引き続き指定することになる。

金融商品項目のヘッジ対象としての指定

- 102Y 契約以外で定められたリスク部分として指定された代替的な指標金利のうち、指定される日において独立して識別可能ではないものは、次の場合に、かつ、その場合にのみ、その要求を満たしたものとみなさなければならない。その場合とは、代替的な指標金利が、その代替的な指標金利がリスク部分として指定される日から24か月の期間内に独立して識別可能となると企業が合理的に予想している場合である。
- 102Z その後において、代替的な指標金利がリスク部分として指定された日から24か月以内に独立して識別可能とはならないと企業が合理的に予想する場合には、企業は第102Y 項の要求事項の適用を終了し、ヘッジ会計をその見直しの日から将来に向かって中止しなければならない。
- 102Z1 第102O 項に定めたヘッジ関係に加えて、企業は第102Y 項から第102Z 項の要求事項を次のような新たなヘッジ関係に適用しなければならない。それは、金利指標改革の結果として当該リスク部分が指定される日において独立して識別可能でない場合に、第81 項及び AG99F 項を適用して契約以外で定められたリスク要素として指定されているヘッジ関係である。

発効日及び経過措置

…

- 108H 2020年 [月] 公表の [案]「金利指標改革 – フェーズ2」(IFRS 第9号、IAS 第39号、IFRS 第7号、IFRS 第4号及び IFRS 第16号を修正) により、第102O 項から第102Z1項及び第108I 項から第108J 項が追加され、第102M 項が修正された。企業はこれらの修正を [2021年1月1日] 以後開始する事業年度に適用しなければならない。早期適用は認められる。企業がこれらの修正を早期適用する場合には、その旨を開示しなければならない。企業は、第108J 項に定める場合を除き、「金利指標改革 – フェーズ2」を IAS 第8号に従って遡及適用しなければならない。
- 108I 第108H 項を適用して、企業は次の場合に、かつ、次の場合にのみ、中止したヘッジ関係を復活させなければならない。その場合とは、ヘッジ会計を中止したのは金利指標改革によって要求された変更のみが理由であり、したがって、仮に当該修正がその時点で適用されていたならば、ヘッジ関係を中止することを要求されていなかったであろう場合である。
- 108J 企業は、これらの修正の適用を反映するために過去の期間を修正再表示することを要求されない。企業は、事後的判断を使用せずに可能である場合に、かつ、その場合にのみ、過去の期間を修正再表示することができる。企業は過去の期間を修正再表示しない場合には、企業は、従前の帳簿価額とこれらの修正の適用開始日を含む事業年度の期首現在の帳簿価額との差額を、これらの修正の適用開始日を含む事業年度の利益剰余金期首残高 (又は、適切な場合には、資本の他の内訳項目) に認識しなければならない。

[案] IFRS 第7号「金融商品：認識及び測定」の修正

第24I項から第24J項及び第44HH項から第44II項を追加し、小見出しを第24I項の前に追加する。参照の便宜のため、これらの各項には下線を付していない。

…

その他の開示

…

金利指標改革に関連した追加的な開示

- 24I 金利指標改革が企業の金融商品及びリスク管理に与える影響を財務諸表利用者が理解できるようにするため、企業は下記に関する情報を開示しなければならない。
- (a) 企業が晒されている金利指標改革から生じるリスクの性質及び程度、並びに企業が当該リスクをどのように管理しているか
 - (b) 金利指標から代替的な指標金利への移行の完了における企業の進捗度、及び企業が当該移行をどのように管理しているか
- 24J 第24項の目的を満たすため、企業は下記を開示しなければならない。
- (a) 企業が代替的な指標金利への移行をどのように管理しているか、報告日現在の進捗状況及び移行から生じるリスク
 - (b) 重要な金利指標ごとに分解して、金利指標改革の対象となる金利指標を引き続き参照している非デリバティブ金融資産の帳簿価額、非デリバティブ金融負債の帳簿価額及びデリバティブの名目金額を、それぞれを区分して示す。
 - (c) 企業が晒されている重要な金利指標のそれぞれについて、企業がベース金利及び当該金利に対する関連性のある調整をどのように決定したのか（本公開草案で提案しているIFRS第9号の修正案の6.9.3項及び6.9.5項(b)から6.9.5項(c)の条件が満たされているかどうかを評価するために企業が行った重要な判断を含む）
 - (d) 金利指標改革により企業のリスク管理戦略の変更が生じた範囲で、当該変更の記述及び企業がこれらのリスクをどのように管理しているか

発効日及び経過措置

…

44HH 2020年[月]公表の[案]「金利指標改革—フェーズ2」(IFRS第9号、IAS第39号、IFRS第7号、IFRS第4号及びIFRS第16号を修正)により、第24I項から第24J項及び第44II項が追加された。企業はこれらの修正をIFRS第9号、IAS第39号、IFRS第4号又はIFRS第16号の適用時に適用しなければならない。

IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号、IFRS 第 7 号、IFRS 第 4 号及び IFRS 第 16 号の修正案
—2020 年 4 月

- 44II 2020年 [月] 公表の [案]「金利指標改革 – フェーズ2」を最初に適用する報告期間において、企業は IAS 第8号の第28項(f)で要求している定量的情報を表示することを要求されない。

[案] IFRS 第4号「保険契約」の修正

第20R項から第20S項及び第50項から第51項を追加する。新たな見出しを第20R項の前に追加する。参照の便宜のため、これらの各項には下線を付していない。

認識及び測定

…

金利指標改革から生じる金融資産及び金融負債の条件変更

- 20R IFRS 第9号の一時的免除を適用する保険者は、本公開草案における IFRS 第9号の修正案の6.9.1項から6.9.6項及び第50項から第51項の要求事項を、金利指標改革の結果として条件変更が行われたか又は契約上のキャッシュ・フローの決定の基礎を変更する既存の契約条件を発動させた金融資産及び金融負債に適用しなければならない。この目的上、「金利指標改革」とは、IAS 第39号の第102B項に記述した金利指標の市場全体での改革を指す。
- 20S 本公開草案における IFRS 第9号の修正案の6.9.3項から6.9.6項を適用する目的上、IFRS 第9号の B5.4.5項への言及は IAS 第39号の AG7項への言及として読み替えなければならない。IFRS 第9号の5.4.3項及び B5.4.6項への言及は IAS 第39号の AG8項への言及として読み替えなければならない。

発効日及び経過措置

…

- 50 2020年〔月〕公表の〔案〕「金利指標改革—フェーズ2」(IFRS 第9号、IAS 第39号、IFRS 第7号、IFRS 第4号及び IFRS 第16号を修正)により、第20R項から第20S項及び第51項が追加された。企業はこれらの修正を〔2021年1月1日〕以後開始する事業年度に適用しなければならない。早期適用は認められる。企業がこれらの修正を早期適用する場合には、その旨を開示しなければならない。企業は、第51項に定める場合を除き、「金利指標改革—フェーズ2」を IAS 第8号に従って遡及適用しなければならない。
- 51 企業は、これらの修正の適用を反映するために過去の期間を修正再表示することを要求されない。企業は、事後的判断を使用せず可能である場合に、かつ、その場合にのみ、過去の期間を修正再表示することができる。企業は過去の期間を修正再表示しない場合には、企業は、従前の帳簿価額とこれらの修正の適用開始日を含む事業年度の期首現在の帳簿価額との差額を、これらの修正の適用開始日を含む事業年度の利益剰余金期首残高(又は、適切な場合には、資本の他の内訳項目)に認識しなければならない。

[案] IFRS 第 16 号「リース」の修正

第 104 項から第 106 項及び C1A 項から C1B 項を追加する。新たな見出しを第 104 項の前に追加する。参照の便宜のため、これらの各項には下線を付していない。

…

金利指標改革から生じる一時的な例外

- 104 借手は、金利指標改革の結果として将来のリース料の決定の基礎を変更するように条件変更されたすべてのリースに、第105項から第106項及び C1A 項から C1B 項を適用しなければならない（本公開草案における IFRS 第9号の修正案の6.9.1項から6.9.4項参照）。これらの項は、そうしたリースの条件変更のみに適用される。この目的上、「金利指標改革」とは、IFRS 第9号の6.8.2項に記述した金利指標の市場全体での改革を指す。
- 105 実務上の便法として、借手は、金利指標改革によって要求されるリースの条件変更を会計処理するために第42項を適用しなければならない。この実務上の便法は、そのような条件変更にのみ適用される。この目的上、次の条件の両方が満たされる場合に、かつ、その場合にのみ、条件変更が金利指標改革によって要求されている。
- (a) 条件変更が金利指標改革の直接の結果として要求されている。
 - (b) 契約上のキャッシュ・フローの決定の新しい基礎が、従前の基礎（すなわち、条件変更の直前の基礎）と経済的に同等である。
- 106 ただし、リースの条件変更が、金利指標改革によって要求されるリースの条件変更に追加して行われる場合には、借手は、金利指標改革によって要求されるものを含めて、同時に行われるすべてのリースの条件変更を会計処理するために、本基準の適用される要求事項を適用しなければならない。

付録 C

発効日及び経過措置

経過措置

…

- C1A 2020年 [月] 公表の [案]「金利指標改革 – フェーズ2」(IFRS 第9号、IAS 第39号、IFRS 第7号、IFRS 第4号及び IFRS 第16号を修正) により、第104項から第106項及び C1B 項が追加された。企業はこれらの修正を [2021年1月1日] 以後開始する事業年度に適用しなければならない。早期適用は認められる。企業がこれらの修正を早期適用する場合には、その旨を開示しなければならない。企業は、第 C1B 項に定める場合を除き、「金利指標改革 – フェーズ2」を IAS 第8号に従って遡及適用しなければならない。

金利指標改革—フェーズ 2

- C1B** 企業は、これらの修正の適用を反映するために過去の期間を修正再表示することを要求されない。企業は、事後的判断を使用せずに可能である場合に、かつ、その場合にのみ、過去の期間を修正再表示することができる。企業は過去の期間を修正再表示しない場合には、企業は、従前の帳簿価額とこれらの修正の適用開始日を含む事業年度の期首現在の帳簿価額との差額を、これらの修正の適用開始日を含む事業年度の利益剰余金期首残高（又は、適切な場合には、資本の他の内訳項目）に認識しなければならない。

審議会による 2020 年 4 月公表の公開草案「金利指標改革 — フェーズ 2」の承認

公開草案「金利指標改革 — フェーズ 2」（IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号、IFRS 第 7 号、IFRS 第 4 号及び IFRS 第 16 号の修正を提案している）は、国際会計基準審議会の 14 名のメンバー全員により公表が承認された。

ハンス・フーガーホースト

議長

スザンヌ・ロイド

副議長

ニック・アンダーソン

タデウ・センドン

マルティン・エーデルマン

フランソワーズ・フローレス

ゲイリー・カブレック

陸 建橋

ダレル・スコット

トーマス・スコット

徐 正雨

鈴木 理加

アン・ターカ

メアリー・トーカー

公開草案「金利指標改革—フェーズ2」に関する結論の根拠

この結論の根拠は、公開草案「金利指標改革—フェーズ2」に付属しているが、その一部を構成するものではない。この結論の根拠は、国際会計基準審議会（当審議会）が本公開草案を開発した際の検討事項をまとめている。個々の審議会メンバーにより議論での重点の置き方は異なっていた。

はじめに

BC1 本公開草案は、IFRS 第9号「金融商品」、IAS 第39号「金融商品：認識及び測定」、IFRS 第7号「金融商品：開示」、IFRS 第4号「保険契約」及びIFRS 第16号「リース」の修正についての提案を示している。本公開草案は、2019年9月に公表した「金利指標改革」に続くものである。本公開草案は、国際会計基準審議会（当審議会）が、優先事項として、金利指標が代替的な、取引データを基礎とする程度がより大きい、ほぼリスクフリーの金利（代替的な指標金利）に置き換えられる際に生じる企業の財務諸表に対する金利指標改革の影響を検討するプロジェクトの次のフェーズである。

背景

BC2 2014年に、金融安定理事会が、銀行間取引金利（IBORs）などの特定の主要な金利指標の改革を提言した。それ以来、多くの法域で当局が金利指標改革を導入するための手順を踏んできており、市場参加者に対して、金利指標の改革（金利指標の代替的な指標金利への置換えを含む）に向けての適時の進捗を確保することをますます促している。金利指標改革に向けての進捗は、いくつかの主要な金利指標が2021年末までに公表されなくなるという一般的な予想に従っている。本公開草案において、「金利指標改革」という用語は、IFRS 第9号の6.8.2項及びIAS 第39号の第102B項に記述している市場全体での金利指標の改革（以下、「改革」）を指している。

BC3 2018年に、当審議会は、改革の財務報告上の影響を検討するプロジェクトをアジェンダに追加することを決定した。当審議会は、財務報告上の影響を生じる可能性のある論点の2つのグループを識別した。

- (a) 金利指標の改革（金利指標の代替的な指標金利への置換えを含む）前の期間における財務報告に影響を与える論点（置換え前の論点）
- (b) 金利指標の改革（金利指標の代替的な指標金利への置換えを含む）中の財務報告に影響を与える論点（置換えの論点）

BC4 2019年9月に、当審議会は、優先事項として置換え前の論点に対処するため、IFRS 第9号、IAS 第39号及びIFRS 第7号を修正した（フェーズ1）。これらの修正は、特定のヘッジ会計の要求事項に対する一時的な例外を設けている。その結果、企業はそれらの特定のヘッジ会計の要求事項を、ヘッジされるリスク及び／又はヘッジ対象若しくはヘッジ手段のキャッシュ・フローの基礎となっている金利指標が改革の結果として変更されないものと仮定して、適用することになる。これらの例外の適用は、金利指標改革から生じる不確実性だけの理由で企業がヘッジ会計の中止を要求されることを防止する。

BC5 2019 年 9 月に、当審議会は置換えの論点（フェーズ 2）を扱うための審議を開始した。

目的及び範囲

BC6 フェーズ 2 の目的は、企業が財務諸表利用者に有用な情報を提供することを支援し、代替的な指標金利への移行の結果として契約上のキャッシュ・フロー又はヘッジ関係に変更が加えられる場合に、作成者が IFRS 基準を適用するのを支援することである。これは「財務報告に関する概念フレームワーク」（「概念フレームワーク」）に示されている財務報告の全体的な目的と整合的である。当審議会は、代替的な指標金利への移行の影響に関する情報が有用であるためには、当該情報は財務諸表利用者にとって目的適合性がなければならない、移行が企業に与える経済的影響を忠実に表現しなければならないと考えた。この目的は、当審議会が IFRS 基準の修正を提案すべきかどうか又は IFRS 基準の要求事項がそのような影響を会計処理するための適切な基礎を提供しているかどうかを評価する際に助けとなった。

BC7 リサーチ及び利害関係者へのアウトリーチの結果として、当審議会は、フェーズ 2 の範囲がフェーズ 1 よりも広いことに留意した。これは、代替的な指標金利への移行はヘッジ会計以外の金融商品の会計処理への影響を有する可能性が高く、ヘッジ関係において指定されていない金融商品のほか金融商品以外の領域の会計処理にも影響を与える可能性が高いからである。したがって、当審議会は、フェーズ 2 において検討すべき下記の事項を識別した。

- (a) 金融資産及び金融負債（リース負債を含む）の条件変更
- (b) IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号における特定のヘッジ会計の要求事項
- (c) 条件変更された金融資産及び金融負債の分類及び測定並びにヘッジ会計についての当審議会の提案に付属する IFRS 第 7 号の開示要求
- (d) 置換えの論点が金融商品の会計処理に関連するもの以外の IFRS 基準に与える影響

BC8 BC6 項に述べた目的に照らして、当審議会は、改革から生じる特定の論点を扱うために IFRS 基準における特定の要求事項に対する追加的な一時的例外を提案することを決定した。本公開草案における例外措置の大半は、新たな会計処理の要求事項を導入するものではなく、それぞれの IFRS 基準における会計処理の要求事項を通常は適用されない項目に適用することを提案している。

BC9 当審議会は、本公開草案における提案を、改革の結果としての金融資産及び金融負債の契約上のキャッシュ・フローの決定の基礎の変更、改革によって要求されるリースの条件変更及び本公開草案の 6.9.7 項、6.9.18 項、第 102O 項及び第 102Z1 項で定めているヘッジ関係に限定することも決定した。当審議会は、これらの提案は所定の状況についてのみ適用すべきであると決定し、したがって IFRS 基準の他の修正を提案しなかった。

金融資産及び金融負債の条件変更

- BC10 利害関係者とのアウトリーチの間に及びフェーズ 1 の例外措置に至った公開草案に寄せられたコメントレーターにおいて、利害関係者は当審議会に、優先事項として、改革から生じる金融商品の条件変更に関する論点を扱うよう要望した。特に、企業が金融商品の改革から生じる変更をどのように会計処理するのか（どの変更が IFRS 第 9 号を適用して金融資産又は金融負債の条件変更となるのかを含む）を当審議会が明確化することを要望した。
- BC11 リサーチ及び利害関係者へのアウトリーチの結果として、当審議会は、改革から生じる金融資産又は金融負債の変更は次のことによって行われる可能性があることに留意した。
- (a) 金融資産又は金融負債の契約条件の修正
 - (b) 金融商品の当初認識後の、契約条件の修正を伴わない金融商品の契約上のキャッシュ・フローの決定の基礎の変更
 - (c) 金融商品の契約上のキャッシュ・フローの決定の基礎を変更する既存の契約条件の発動
- BC12 フェーズ 2 の目的を満たすため、当審議会は、考え得る提案の範囲には、変更の契機となる法形式に関係なく、改革の結果としての金融商品の変更を含める必要があると結論を下した。BC 11 項に示した状況の実質は、それぞれの場合において、改革から生じた、金融商品の契約上のキャッシュ・フローの決定の基礎の変更である。

何が金融資産及び金融負債の「条件変更」を構成するか (6.9.2 項)

- BC13 本公開草案の 6.9.2 項に示したように、これらの提案を適用する目的上、金融資産又は金融負債は、契約上のキャッシュ・フローの決定の基礎が当該金融商品の当初認識後に変更される場合には、条件変更されている。
- BC14 当審議会は、IFRS 第 9 号は何が金融資産又は金融負債の「条件変更」となるのかを記述していないことに留意した。IFRS 第 9 号の 5.4.3 項は、金融資産の「条件変更又は契約上のキャッシュ・フローの再交渉」に言及しているが、IFRS 第 9 号の 3.3.2 項は、既存の金融負債の「条件の変更」に言及している。当審議会は、これらの項は多少異なる語句を使用しているが、両方とも金融商品の当初認識後の契約上のキャッシュ・フロー又は契約条件の変更に言及していることに留意した。両方の場合において、このような変更は当初認識時に契約において定められておらず予想されてもいなかった。
- BC15 当審議会の考えでは、金融商品の条件変更が生じたのかどうかは大半の場合には単純明快であろう。例えば、金融商品の契約条件が金利指標を代替的な指標金利に置き換えるように修正される場合である。しかし、契約上のキャッシュ・フローの決定の基礎が、金融商品の当初認識後に、当該金融商品の契約条件の修正なしに変更される場合には、

それほど単純明快ではない可能性がある。例えば、改革を実行するために、金利指標の計算方式が変化する場合、これに当てはまる可能性がある。金融商品の契約条件は修正されないが、方法の変更により、金融商品の契約上のキャッシュ・フローの決定の基礎が従前の基礎（すなわち、条件変更直前の基礎）から変化する場合がある。

- BC16 当審議会は、何が「条件変更」となるのかの記述がないこと及び IFRS 第 9 号において金融資産又は金融負債の条件変更を記述するために異なる文言を使用していることが、改革から生じる変更を IFRS 第 9 号の要求事項を適用して条件変更として扱うべきかどうかを企業が決定する際の実務の不統一を生じさせている可能性があることを認識した。
- BC17 当審議会は、金融商品の条件変更についての IFRS 第 9 号の要求事項を契約条件が修正される場合にのみ適用するとした場合には、変更の実質ではなく形式が適切な会計処理を決定することになると考えた。これは、契約上のキャッシュ・フローの決定の基礎の変更の経済的影響が、変更の形式によって隠されたり曖昧にされたりして財務諸表に反映されない状態を生じさせ、経済的影響が同等である変更が異なる方法で会計処理される結果となる可能性がある。
- BC18 当審議会の考えでは、たとえ金融商品の契約条件が修正されない場合であっても、契約上のキャッシュ・フローの決定の基礎の変更を条件変更として会計処理することは、そうした変更の経済的実質を反映し、したがって財務諸表利用者に有用な情報を提供するであろう。
- BC19 したがって、本公開草案における提案を適用する目的上、当審議会は、金融資産又は金融負債は、契約上のキャッシュ・フローの決定の基礎が当該金融商品の当初認識後に変更される場合には、条件変更されていると提案することを決定した。この文脈において、たとえ金融商品の契約条件が修正されていない場合であっても、条件変更が生じることになる。
- BC20 当審議会は、この修正の範囲をすべての条件変更に拡張する（すなわち、改革の結果として行われる変更に限らない）ことは、金融資産又は金融負債のキャッシュ・フローの変更を条件変更として会計処理するかどうかを企業が決定する助けとなる可能性があることを認識した。しかし、フェーズ 2 の目的は、改革の影響に焦点を当てている（BC6 項に記述）。したがって、当審議会は、本公開草案の目的上、BC 19 項に記述した修正案の範囲を改革の結果として行われる変更に限定することを暫定的に決定した。当審議会は、すべての条件変更について IFRS 第 9 号の要求事項の別個の狭い範囲の修正を提案することを検討する予定である。

改革によって要求される金融資産及び金融負債の条件変更 (6.9.3 項から 6.9.4 項)

- BC21 本公開草案の 6.9.3 項に示したように、当審議会は、改革によって要求される金融資産又は金融負債の条件変更を、IFRS 第 9 号の B5.4.5 項を適用して会計処理することを企業に要求する実務上の便法を提案している。この決定に至るにあたり、当審議会は、こ

金利指標改革—フェーズ 2

これらの条件変更は IFRS 第 9 号の現行の要求事項を適用することからもたらされる情報の有用性を検討した。

- BC22 金融資産又は金融負債が条件変更される場合、IFRS 第 9 号を適用する企業は、その条件変更が金融商品の認識の中止を生じさせるかどうかを判定することを要求される。条件変更についての異なる会計処理が、認識の中止が要求されるかどうかに応じて定められている。IFRS 第 9 号は、金融資産の認識の中止と金融負債の認識の中止について別々の要求事項を示している。
- BC23 当審議会は、代替的な指標金利はほぼリスクフリーとすることが意図されているが、多くの既存の金利指標はそうでないため、金融商品の当事者間での経済的価値の移転を避けるために、既存の金利指標と代替的な指標金利との間のベースス差異を補償するために固定スプレッドが加算される可能性が高いことに留意した。これが実施される唯一の変更である場合、当審議会は、代替的な指標金利への移行のみで金融商品の認識の中止が生じる可能性は低いであろうと考えている。
- BC24 IFRS 第 9 号の 5.4.3 項は、金融資産の条件変更のうち当該資産の認識の中止を生じさせないものに適用される。同項を適用すると、条件変更による利得又は損失は、当該金融資産の総額での帳簿価額を、当該金融資産の当初の実効金利で割り引いた再交渉後又は条件変更後の契約上のキャッシュ・フローの現在価値として再計算することによって決定される。結果として生じる条件変更による利得又は損失は、条件変更の日に純損益に認識される。金融負債の条件変更のうち当該負債の認識の中止を生じさせないものの会計処理（IFRS 第 9 号の B5.4.6 項参照）は、認識の中止を生じさせない条件変更後の金融資産の会計処理と整合的である。
- BC25 したがって、本公開草案の 6.9.3 項で提案している実務上の便法がない場合、BC23 項に記述したように契約条件を修正するのみである企業は、IFRS 第 9 号の 5.4.3 項又は B5.4.6 項の要求事項を、改革によって要求される金融資産又は金融負債の条件変更により、当該金融商品の帳簿価額を再計算して条件変更による利得又は損失を純損益に認識することによって適用することになる。さらに、企業は、当初の実効金利（すなわち、代替的な指標金利への移行の前の金利指標）を使用して、金融商品の残りの期間にわたって金利収益又は金利費用を認識することを要求されることになる。
- BC26 当審議会の考えでは、改革の文脈において、このような結果は必ずしも財務諸表利用者にとって有用な情報を提供しない。この見解に至るにあたり、当審議会は、金融商品が金利指標を代替的な指標金利に置き換えるためだけに修正された状況を検討した。この状況において金利指標に基づく実効金利を使用して金利収益又は金利費用を計算することは、条件変更後の金融商品の経済的影響を反映しない。また、当初の実効金利を維持することは、その金利がもはや入手可能でない場合には、困難である可能性があり、場合によっては不可能である。
- BC27 したがって、当審議会は、IFRS 第 9 号の B5.4.5 項を適用して改革の結果として条件変更された金融資産及び金融負債を会計処理することを企業に要求することが、条件変更

が改革によって要求される変更限定されている状況において、財務諸表利用者に有用な情報を提供するかどうかを検討した。条件変更が要求されているのは、条件変更が改革の直接の結果として要求され、かつ、契約上のキャッシュ・フローの決定の基礎が従前の基礎（すなわち、条件変更の直前の基礎）と経済的に同等である場合であり、かつ、その場合のみであると提案されている。

- BC28** BC6 項に記述したフェーズ 2 の目的と整合的に、当審議会は、改革の直接の結果として要求される条件変更のみを検討した。さらに、改革の目的は代替的な指標金利への移行に限定されている（すなわち、金融商品の当事者間での価値の移転につながる他の変更は含んでいない）ので、当審議会は、本公開草案の 6.9.3 項に示した実務上の便法の範囲は、両方の条件（すなわち、改革の直接の結果として要求され、かつ、契約上のキャッシュ・フローの決定の基礎が従前の基礎と経済的に同等である）を満たす条件変更のみに適用されると決定した。
- BC29** 経済的な同等性という概念が適切かどうかを議論するにあたり、当審議会は次のような状況を検討した。企業が改革によって要求される条件変更を、金融商品の全体的な契約上のキャッシュ・フロー（金利を含む）が条件変更の前後ではほぼ同様であるように行うという状況である。例えば、金利指標を、代替的な指標金利に置換え前の金利指標と代替的な指標金利との間のベースス差異について補償する固定スプレッドを加算したものに置き換えるのみである場合である。当審議会は、この状況において、IFRS 第 9 号の B5.4.5 項（すなわち、キャッシュ・フローの再見積りと同時に実効金利を改訂する）又は IFRS 第 9 号の 5.4.3 項若しくは B5.4.6 項（すなわち、条件変更による利得又は損失を認識する）のいずれかを適用することは、同様の会計上の結果を生じさせるであろうと考えた。結果として生じる条件変更による利得又は損失が多額となる可能性は低いからである。
- BC30** 本公開草案の 6.9.3 項で提案している実務上の便法を適用する場合、企業は、改革によって要求される条件変更を IFRS 第 9 号の B5.4.5 項を適用した「市場金利の変動」と同質のものとして会計処理することになる。その結果、この実務上の便法を適用する場合、企業は金融資産又は金融負債の認識の中止を行わず、認識の中止が行われない条件変更の金融商品の会計処理に IFRS 第 9 号の 5.4.3 項又は B5.4.6 項を適用しないことになる。言い換えると、改革によって要求される条件変更（BC 27 項で記述）は、金融資産又は金融負債の帳簿価額の修正も条件変更による利得又は損失の認識も生じさせないことになる。当審議会は、この会計処理は、実務上の便法が適用される状況において、改革が企業の金融商品に与える影響に関する有用な情報を提供すると結論を下した。
- BC31** 当審議会は、条件変更は法域、商品の種類及び契約によって著しく異なる場合があることを認識した。改革によって要求されるものとみなされる（したがって、実務上の便法の要件を満たす）条件変更の包括的なリストを開発することは、実行可能ではないであろう。それでも、当審議会は、本公開草案の 6.9.4 項に、当審議会の考えでは、改革によって要求されるものとみなされる可能性のある条件変更のいくつかの例を含めること

金利指標改革—フェーズ 2

を決定した。それらの例は、提案の範囲を例示し、作成者が提案を適用する際の助けとなる。これらの例は網羅的ではなく、他の条件変更も改革によって要求されるものである可能性がある。したがって、当審議会は、そのような例を追加することで、修正案の理解可能性が補強されるであろうと結論を下した。

既存の契約条件から生じる変更 (6.9.5 項)

BC32 当審議会は、一部の企業は、契約に存在している契約条件（フォールバック条項など）の発動を通じて改革を実施する可能性があることに留意した。フォールバック条項は、既存の指標金利が存在しなくなる場合に金利指標が立ち戻る金利のヒエラルキーを定めている場合がある。本公開草案の 6.9.3 項で提案している実務上の便法は適用されない。本公開草案の 6.9.2 項で提案している条件変更についての記述によれば、「条件変更」は行われていないことになるからである。これは、フォールバック条項及びそれに関連した契約上のキャッシュ・フローの決定の基礎の変更は、既存の契約において定められており、考慮されていることになるからである。BC26 項で述べた理由で、当審議会は、実務上の便法の適用をこれらの状況に拡張することは、同様に、より有用な情報を生じさせることになるかと決定した。

BC33 さらに、既存の契約条件から生じる変更の実務上の便法を適用することは、キャッシュ・フローの決定の基礎の変更が金融資産又は金融負債の条件変更ではなく既存の契約条件によって発動されたというだけの理由による会計上の結果の相違を避けることになる。そのような会計上の結果の不統一は、財務諸表利用者にとっての情報の有用性を低下させるとともに作成者の負担となるであろう。したがって、当審議会は、本公開草案の 6.9.5 項において、実務上の便法は、改革によって要求される既存の契約条件の発動から生じる将来の現金支払又は現金収入についての企業の見積りの改訂にも適用されると提案することを決定した。

BC34 言い換えると、この提案は、既存の契約条件の発動から生じる金融資産又は金融負債の契約上のキャッシュ・フローの決定の基礎の変更に応用される。BC28 項から BC29 項と整合的に、このような変更は 2 つの条件を満たすことが要求される。すなわち、変更が改革の直接の結果として要求され、かつ、契約上のキャッシュ・フローの決定の基礎が従前の基礎（すなわち、発動の直前の基礎）と経済的に同等であることである。当審議会は、本公開草案の 6.9.3 項で提案している実務上の便法の適用を同じ特徴を有する変更に限定することによって、比較可能性が増大するであろうと決定した。

改革によって要求されたものではない変更 (6.9.6 項)

BC35 当審議会は、改革によって要求される契約上のキャッシュ・フローの変更合意するための相手方との交渉の間に、企業は同時に改革の直接の結果ではない変更又は従前の契約条件と経済的に同等ではない変更を契約条件に加える可能性があることに留意した。改革によって要求される変更のほかに、金融資産又は金融負債の契約上のキャッシュ・フローの決定の基礎の変更がある場合には、企業は、金融商品に対するそれらの他の変更が当該金融商品の認識の中止を生じさせるかどうかを決定するために、IFRS 第 9 号

における関連性のある要求事項を適用することになる。当該他の変更が認識の中止を生じさせないと企業が判断する場合、当審議会は、企業は最初に、改革によって要求されるものと判断される（すなわち、本公開草案の 6.9.3 項の条件を満たす）変更を、代替的な指標金利に基づいて実効金利を更新することによって会計処理すると提案している。それから企業は、改革によって要求されるものではない金融資産又は金融負債の変更を、それぞれ IFRS 第 9 号の 5.4.3 項又は IFRS 第 9 号の B5.4.6 項を適用して会計処理することになる。

BC36 当審議会の考えでは、BC35 項に記述したアプローチは、改革によって要求される変更を統合的に会計処理しつつ、改革によって要求されるものではない金融商品の変更の経済的影響に関して有用な情報を財務諸表利用者に提供するであろう。

その他の分類及び測定の論点

BC37 改革の結果としての金融商品の変更の考え得る財務報告上の影響（既存の金融商品の認識の中止や新しい金融商品の認識の可能性を含む）を想定して、一部の利害関係者は当審議会に、IFRS 第 9 号を適用した金融資産及び金融負債の分類及び測定に関しての追加的な事項を検討することを要望した。こうした事項には次のものが含まれていた。

- (a) 改革の文脈において、金融資産又は金融負債の認識の中止が要求されるという判断が行われた後に、IFRS 第 9 号が財政状態計算書における既存の金融資産又は金融負債の認識の中止及びそれにより生じる利得又は損失の純損益計算書における認識を会計処理するための適切な基礎を提供しているかどうか
- (b) 改革により生じる条件変更の後の金融資産の認識の中止が、金融資産の管理についての企業の事業モデルに影響を与えるかどうかの決定
- (c) 代替的な指標金利を参照する金融資産の契約上のキャッシュ・フロー特性の評価
- (d) 改革の結果としての既存の金融資産又は金融負債の認識の中止又は新しい金融資産の認識の可能性が、予想信用損失の認識に影響を与えるかどうかの評価
- (e) 改革の文脈における金融負債についての組込デリバティブの会計処理に対する潜在的な影響の決定

BC38 当審議会はこれらの事項について議論し、IFRS 第 9 号はこれらの事項のそれぞれについて要求される会計処理を決定するための適切な基礎を提供していると結論を下し、したがって、フェーズ 2 の目的を考慮して何も修正を提案しなかった。

IFRS 第 9 号の一時的免除を提供する保険会社 (IFRS 第 4 号の第 20R 項から第 20S 項)

BC39 当審議会は、IFRS 第 4 号の第 20A 項が、所定の要件を満たす保険者に、IFRS 第 17 号の発効日の前に開始する事業年度について IFRS 第 9 号ではなく IAS 第 39 号を適用することを認めていることに留意した (IFRS 第 9 号の適用の一時的免除)。

金利指標改革—フェーズ 2

- BC40 IFRS 第 9 号の適用の一時的免除（IFRS 第 4 号の第 20A 項参照）を設けることを決定するにあたり、当審議会は、その一時的な性質のため、ある版の IAS 第 39 号（ヘッジ会計の要求事項を除く）が、他の IFRS 基準のその後の修正について維持管理及び更新が行われなくなることに留意した。これは、一時的免除を適用する保険者が、改革によって要求される金融商品の条件変更を会計処理する際に IAS 第 39 号の要求事項を適用することを要求され、したがって、本公開草案の 6.9.1 項から 6.9.6 項における修正を適用できないことを意味する。
- BC41 当審議会は、このような保険者の金融資産及び金融負債が他の企業と同じように改革の影響を受けることに留意した。したがって、当審議会は、IAS 第 39 号における条件変更の要求事項に対して、IFRS 第 9 号について提案しているものと同様の修正を提案すべきかどうかを検討した。当審議会は、IAS 第 39 号の廃止された各項の修正を提案することは、IAS 第 39 号（ヘッジ会計の要求事項を除く）の維持管理はしないという過去の決定と不整合となることに留意した。しかし、当審議会は、IFRS 第 9 号の一時的免除を適用する保険者に対し、本公開草案の 6.9.1 項から 6.9.6 項と同様の要求事項を改革の結果として条件変更される金融資産及び金融負債に適用することを要求するように、IFRS 第 4 号の修正を提案することを決定した。当審議会は、この決定は改革が保険者に与える潜在的な影響の重大性によるものであることに留意し、IAS 第 39 号の分類及び測定 of 要求事項を更新しないという全体的な見解を再確認した。

ヘッジ会計

ヘッジ関係の修正（6.9.7 項から 6.9.10 項及び第 102O 項から第 102R 項）

- BC42 IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号のヘッジ会計の要求事項に関しての本公開草案における提案は、改革の影響を直接受けるヘッジ関係に対して適用され、その適用の時点は、IFRS 第 9 号の 6.8.9 項から 6.8.12 項及び IAS 第 39 号の第 102J 項から第 102N 項で定めているように、ヘッジされるリスク及び／又はヘッジ対象若しくはヘッジ手段の金利指標に基づくキャッシュ・フローの時期及び金額に関して、改革から生じる不確実性が存在しなくなった時点である。提案しているフェーズ 2 の例外措置が適用されるヘッジ関係の範囲は、したがって、適用されたフェーズ 1 の例外措置の範囲と同じである。ただし、独立して識別可能という要求に対して提案している例外措置は別で、これは新たなヘッジ関係の指定にも適用される（本公開草案の 6.8.16 項から 6.8.18 項及び第 102Y 項から第 102Z1 項参照）。
- BC43 フェーズ 1 の例外措置の一部として、当審議会は、ほとんどの場合、金利指標の変更から生じる金利指標に基づくキャッシュ・フローの時期及び金額に関する不確実性が存在しなくなるためには、ヘッジ関係において指定される基礎となる金融商品を、代替的な指標金利を参照して金利指標に基づくキャッシュ・フローの時期及び金額を定めるように条件変更又は変更しなければならないことを認識した。
- BC44 しかし、当審議会は、IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号のヘッジ会計の要求事項を適用す

ると、ヘッジ関係において指定された金融資産又は金融負債の契約上のキャッシュ・フローの決定の基礎の変更（本公開草案の 6.9.2 項から 6.9.6 項参照）が、金利指標がヘッジされるリスクとして指定されたヘッジ関係の指定に影響を与えることに留意した。

BC45 当審議会は、ヘッジ関係の正式な指定を改革によって要求される変更を反映するように修正すると、ヘッジ関係が中止される結果となると考えた。これは、IFRS 第 9 号と IAS 第 39 号の両方が、ヘッジ関係の正式な指定を開始時に文書化することをヘッジ会計を適用するための適格要件の一部として要求しているからである。ヘッジ文書化には、ヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジされているリスクの性質及び企業がヘッジ有効性をどのように評価するのかが含まれる。限定的な状況において、IFRS 第 9 号はヘッジ会計の中止を生じさせずにヘッジ文書化を更新することを認めているが、IAS 第 39 号は、ヘッジ関係の開始時に文書化したヘッジ指定に何らかの変更が行われる場合には、ヘッジ会計を中止することを要求している。

BC46 したがって、当審議会は、一般に、IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号は、IFRS 第 9 号の 6.8.4 項から 6.8.8 項及び IAS 第 39 号の第 102 D 項から第 102I 項の適用が終了した後の、改革の影響を受けるヘッジ関係の会計処理方法に関して十分に明確であることに留意した。しかし、BC6 項に示したフェーズ 2 の目的及びフェーズ 1 の目的（IFRS 第 9 号の BC6.550 項及び IAS 第 39 号の BC227 項参照）と整合的に、当審議会は、ヘッジ会計を改革の影響だけの理由で中止することは、ヘッジ関係の変更の経済的影響を必ずしも反映せず、したがって、財務諸表利用者に有用な情報を必ずしも提供しないであろうと考えた。

BC47 したがって、当審議会は、ヘッジ関係において指定された金融資産又は金融負債の契約上のキャッシュ・フローの決定の基礎の変更が、改革によって要求されている（すなわち、本公開草案の 6.9.3 項で提案している実務上の便法の範囲に含まれる）場合には、ヘッジ関係の中止を要求せずに当該変更を反映するようにヘッジ関係を修正することがフェーズ 2 の目的と整合的となると決定した。これらの理由で、当審議会は、フェーズ 1 のそれぞれの要求事項の適用が終了する時点で、企業は以前に文書化したヘッジ関係の正式な指定を次の変更のうち 1 つ又は複数を行うために修正することを要求されると提案することを決定した。

- (a) 代替的な指標金利（契約で定められたもの又は契約以外で定められたもの）をヘッジされるリスクとして指定
- (b) ヘッジ対象の記述を代替的な指標金利を参照するように修正
- (c) ヘッジ手段の記述を代替的な指標金利を参照するように修正
- (d) 企業がヘッジ有効性をどのように評価するのかの記述を修正（IAS 第 39 号についてのみ）

BC48 しかし、BC35 項で述べたように、当審議会は、改革によって要求される変更に加え

金利指標改革—フェーズ 2

て、金融資産又は金融負債の契約上のキャッシュ・フローの決定の基礎に変更が行われる可能性があることに留意した。同様に、当審議会は、BC 47 項に列挙した変更に加えて、ヘッジ関係の変更が行われる可能性があることに留意した。当審議会は、正式なヘッジ指定のこのような変更がヘッジ会計の要求事項の適用に与える影響は、次のことに依存すると考えた。当該変更が改革によって要求されていて、したがって、本公開草案の 6.9.3 項から 6.9.5 項の要求事項の範囲に含まれるのか、それとも当該変更が基礎となる金融商品の認識の中止を生じさせるのかである（本公開草案の 6.9.6 項参照）。

- BC49 したがって、当審議会は、それらの追加的な変更がヘッジ関係の中止を生じさせる場合（例えば、ヘッジ対象として指定された金融資産又は金融負債が、改革によって要求される条件変更以外の条件変更の結果として認識の中止となる場合）には、IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号における適用される要求事項を最初に適用することを企業に要求することを決定した。同様に、企業が本公開草案の 6.9.7 項及び第 102O 項に記述している以外でヘッジ指定を修正する場合（例えば、ヘッジ関係の期間を延長する場合）には、企業は最初に、ヘッジ指定に対するそれらの追加的な変更がヘッジ会計の中止を生じさせるかどうかを決定することになる。追加的な変更がヘッジ会計の中止を生じさせない場合には、ヘッジ関係の指定は本公開草案の 6.9.7 項及び第 102O 項で要求している内容でのみ修正されることになる。
- BC50 本公開草案における提案は、フェーズ 1 の例外措置の適用が終了する時点で、改革の影響を直接受けるヘッジ関係の特定の要素に適用される。フェーズ 1 の例外措置が、異なるヘッジ関係及びあるヘッジ関係の中の異なる要素に対しては異なる時期に適用が終了する場合があるので、本公開草案で提案している適用されるフェーズ 2 の例外措置は異なる時点で適用することが必要となる場合があり、特定のヘッジ関係の指定が複数回修正される結果となる。提案は IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号で提案している特定の修正にのみ適用され、IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号における他のすべてのヘッジ会計の要求事項は、関連性がある場合に適用される。

適格なヘッジ関係の会計処理（6.9.11 項から 6.9.14 項及び第 102S 項から第 102W 項）

遡及的な評価（第 102S 項）

- BC51 当審議会は、遡及的な評価のみの目的上、IAS 第 39 号の第 102M 項で要求しているように遡及的な評価に対する例外措置の適用が終了する際に、ヘッジ手段の公正価値変動の累計額をゼロに戻すことを企業に要求するという IAS 第 39 号の具体的な修正を提案している。しかし、当審議会は、IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号における測定 of 要求事項に対する例外措置を提案していない。
- BC52 IAS 第 39 号の第 102G 項におけるフェーズ 1 の例外措置を適用すると、ヘッジの結果が IAS 第 39 号の AG105 項(b)の要求事項を満たさない場合にヘッジ会計が中止されない。企業は、ヘッジされるリスク並びにヘッジ対象及びヘッジ手段の金利指標に基づくキャッシュ・フローの時期及び金額に関して不確実性が存在しなくなる時点で、この例外措置の適用を終了することになる。ただし、ヘッジ関係がその日の前に中止さ

れる場合は除く。他のフェーズ 1 の例外措置と同様に、例外措置の適用が終了する日において、企業は IAS 第 39 号の要求事項を例外なしに適用しなければならない。したがって、企業は IAS 第 39 号の AG105 項(b)をその時点で適用して、ヘッジの実際の結果が 80%から 125%の範囲内であるかどうかを評価し、結果がその範囲の外である場合には、ヘッジ会計を中止することになる。

- BC53 当審議会は、IAS 第 39 号の第 102G 項の適用時に IAS 第 39 号の AG105 項(b)の要求事項を最初に適用してヘッジ関係の適時的な有効性を評価する際に、企業がヘッジ有効性を累積ベースで評価する場合には、ヘッジ関係が適時的な評価を満たさない可能性があると考えた。当審議会の考えでは、この結果のみによるヘッジ会計の中止は、当審議会のフェーズ 1 の目的と不整合となる。BC52 項で説明したように、例外措置の目的は、すべての非有効部分を財務諸表に認識しつつ、改革から生じる不確実性がヘッジの実際の結果に与える影響だけを理由にヘッジ会計を中止することを防ぐことであった。
- BC54 BC53 項に記述した論点に対処するため、当審議会は本公開草案の第 102S 項における修正を提案している。しかし、当審議会は、この修正を累積ベースでの適時的な有効性の評価に限定することを提案している。ヘッジ非有効部分の測定及び認識は、引き続き、IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号で要求しているように、ヘッジ対象に係る実際の利得又は損失とヘッジ対象に係る実際の利得又は損失との比較に基づくことになる。

将来に向かったの評価

- BC55 フェーズ 1 の例外措置と整合的に、「将来に向かったの評価」という総称的な用語は、IFRS 第 9 号の 6.4.1 項(c)(i)（ヘッジ対象とヘッジ手段との間の経済的関係の存在）及び IAS 第 39 号の第 88 項(b)（ヘッジがヘッジされるリスクに起因する公正価値又はキャッシュ・フローの変動の相殺を達成する上で非常に有効となるという見込み）の要求事項を指すために使用している。
- BC56 IFRS 第 9 号の 6.8.6 項及び IAS 第 39 号の第 102F 項におけるフェーズ 1 の例外措置は、将来に向かったの有効性評価の目的上、ヘッジされるキャッシュ・フロー及び／又はヘッジされるリスク（契約で定められているもの又は契約以外で定められているもの）の基礎となっている金利指標が、改革の結果として変更されないものと仮定することを企業に要求している。IFRS 第 9 号の 6.8.11 項及び IAS 第 39 号の第 102L 項で述べているように、それらの例外は、それぞれ、次のいずれか早い方の時点で、ヘッジ対象及びヘッジ手段への適用が終了する。その時点とは、ヘッジされるリスク並びにヘッジ対象及びヘッジ手段の金利指標に基づくキャッシュ・フローの時期及び金額に関して不確実性が存在しなくなる時点、又はヘッジ対象及びヘッジ手段がその一部となっているヘッジ関係が中止される時点である。
- BC57 非常に可能性が高いという要求に関する当審議会の検討（BC64 項から BC65 項参照）に沿って、当審議会は、ヘッジ関係の正式な指定の修正（本公開草案の 6.9.7 項及び第 102O 項参照）の後、将来に向かったの評価は、ヘッジされるキャッシュ・フロ

金利指標改革—フェーズ 2

一及び／又はヘッジされるリスクの基礎となる代替的な指標金利に基づいて行うべきであると考えた。したがって、当審議会は、将来に向かっての評価に対するフェーズ 1 の例外措置の適用が終了した後の期間について、将来に向かっての評価に対する例外措置を提案していない。

ヘッジ対象及びヘッジ手段の再測定 (6.9.11 項から 6.9.12 項及び第 102T 項から第 102U 項)

BC58 2019 年 9 月公表の「金利指標改革」において、当審議会は、IFRS 第 9 号に関する結論の根拠の BC6.568 項及び IAS 第 39 号に関する結論の根拠の BC254 項で、ヘッジ対象又はヘッジ手段に関する測定の要求事項に対する例外は設けないと述べた。当審議会は、ヘッジ非有効部分の認識及び測定に関する要求事項を変更しないままとすれば、最も有用な情報が財務諸表利用者に提供されるであろうと結論を下した (IFRS 第 9 号に関する結論の根拠の BC6.567 項及び IAS 第 39 号に関する結論の根拠の BC253 項参照)。これは、ヘッジ関係の実際の結果に基づいて財務諸表において非有効部分を認識することが、改革の経済的影響を忠実に表現し、それにより財務諸表利用者に有用な情報を提供するからである。

BC59 IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号におけるヘッジ会計の要求事項を適用して、ヘッジされるリスクに起因するヘッジ対象について生じるか又はヘッジ手段の再測定から生じる利得又は損失は、ヘッジ非有効部分を測定し認識する際に反映される。

BC60 本公開草案における提案に関する審議の間に、当審議会は、ヘッジ関係の正式な指定が修正される場合 (本公開草案の 6.9.7 項及び第 102O 項参照) に、金利指標を代替的な指標金利に置き換える結果として、測定修正が生じる可能性があることに留意した。そのような測定修正は、下記に対して行われる変更によって生じる可能性がある。

(a) 代替的な指標金利をヘッジされるリスクに指定

(b) ヘッジ対象及びヘッジ手段の記述を代替的な指標金利を参照するように修正

BC61 当審議会は、このような測定修正が生じた場合にそれをヘッジ非有効部分に含めるという要求に対する例外を設けるべきかどうかを検討した。特に、当審議会は、次のようなアプローチを検討したが、棄却した。

(a) 測定修正を一定の期間にわたり純損益に認識する。このアプローチを適用した場合、測定修正は、ヘッジ対象が純損益に影響を与えるにつれて一定の期間にわたり純損益に認識されることになる。当審議会はこのアプローチを棄却した。相殺する仕訳を、財政状態計算書において又はヘッジ対象若しくはヘッジ手段の帳簿価額の修正としてのいずれかで認識することが必要となるからである。そのような相殺仕訳は、概念フレームワークを適用した資産又は負債の定義を満たさない。ヘッジ対象又はヘッジ手段の帳簿価額の修正は、ゼロの正味測定修正が認識される結果となり、ヘッジ対象又はヘッジ手段の測定に例外を設けるべきではないという当審議会の決定と不整合となる。当審議会は、このようなアプローチは追加的な運用上の複雑性を生じさせる可能性が高いことにも留意した。修正が異なる時点で生じると見

込まれ、企業は、ヘッジ対象が純損益に影響を与える期間において償却する目的上、これらの修正を追跡することが必要となるからである。

- (b) 測定修正を利益剰余金の修正として認識する。このアプローチを適用した場合、測定修正は、測定差額が生じた期間中に利益剰余金の修正として認識されることになる。しかし、当審議会はこのアプローチを棄却した。ヘッジされるリスクの変更が、異なる報告期間において生じる可能性のあるヘッジ関係の修正によって生じる可能性があるからである。したがって、利益剰余金の修正を一定の期間にわたり認識することは、利益剰余金の修正は IFRS 基準における新たな要求事項への移行時にのみ適用されるという (IFRS 基準全体を通じての) 当審議会の以前の決定と不整合となる。さらに、当審議会は、測定修正は概念フレームワークにおける収益又は費用の定義を満たし、したがって純損益計算書に認識すべきであることに留意した。当審議会は、測定修正を利益剰余金に直接認識することは、ヘッジ対象又はヘッジ手段の測定に例外を設けないという決定と不整合となることにも留意した。

BC62 当審議会は、ヘッジ非有効部分の測定及び認識に関して IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号の要求事項に対する例外は設けないという以前の決定を再確認した。したがって、企業はヘッジ対象及びヘッジ手段の再測定に関する IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号の要求事項を適用し、本公開草案における提案で要求されるヘッジ関係の指定の修正から生じる測定修正をヘッジ非有効部分の一部として認識することになる。そうしないと、このような修正後のヘッジ関係にヘッジ会計を引き続き適用するという当審議会の提案 (本公開草案の 6.9.7 項及び第 102O 項参照) と不整合となる。当審議会の考えでは、ヘッジ対象及びヘッジ手段に適用される測定修正を認識することは、ヘッジ関係の正式な指定の修正の経済的影響を反映し、したがって、財務諸表利用者に有用な情報を提供する。

BC63 したがって、当審議会は、IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号のヘッジ会計の要求事項を公正価値ヘッジに適用する目的上、公正価値ヘッジにおけるヘッジ対象及びヘッジ手段は、当該項目が代替的な指標金利に基づいていたかのようにして再測定し、対応する利得又は損失を純損益に認識することを提案している。当審議会は、キャッシュ・フロー・ヘッジについて、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に認識した累計額を次のいずれか低い方に再測定することも提案している。

- (a) 代替的な指標金利への変更を考慮に入れて計算したヘッジ手段に係る利得又は損失の累計額
- (b) ヘッジされるキャッシュ・フローが代替的な指標金利に基づいていたかのように計算した、ヘッジ対象に係るヘッジされるキャッシュ・フロー (すなわち、「仮想デリバティブ」) の公正価値の変動の累計額

キャッシュ・フロー・ヘッジ (6.9.13 項から 6.9.14 項及び第 102V 項から第 102W 項)

BC64 ヘッジ関係が改革から生じる不確実性の影響を受ける期間中に、IFRS 第 9 号の 6.8.4 項及び IAS 第 39 号の第 102D 項は、予定取引 (又はその構成要素) が発生する可能性が

金利指標改革—フェーズ 2

非常に高いかどうかを判定する目的上、ヘッジされるキャッシュ・フロー（契約で定められたもの又は契約以外で定められたもの）の基礎となっている金利指標が変更されないものと仮定することを企業に要求している。企業は、次のいずれか早い方の日に、この要求の適用を終了することを要求されている。それは、ヘッジ対象の金利指標に基づくキャッシュ・フローの時期及び金額に関して改革から生じる不確実性が存在しなくなる時点、又はヘッジ対象がその一部となっているヘッジ関係が中止される時点である。

- BC65** 当審議会は、ヘッジされるキャッシュ・フローの時期及び金額に関する不確実性は、ヘッジされるキャッシュ・フローが改革で要求されるように修正される時点で存在しなくなることに留意した。言い換えると、ヘッジ対象として指定された将来の取引の契約上のキャッシュ・フローの決定の基礎に変更がある場合に、不確実性が存在しなくなる。その後、IFRS 第 9 号の 6.3.3 項及び IAS 第 39 号の第 88 項(c)の要求を適用して、ヘッジされるキャッシュ・フローが発生する可能性が依然として非常に高いかどうかの評価は、代替的な指標金利を参照して決定される契約上のキャッシュ・フローに基づくことになる。
- BC66** 当審議会は、一部のヘッジ関係の正式な指定を修正するという本公開草案の 6.9.7 項及び第 102O 項における提案が、「仮想デリバティブ」の変更を生じさせることにも留意した。すなわち、指定されたキャッシュ・フロー及びヘッジされるリスクと重要な条件が一致し、かつ、予定取引を表すためにキャッシュ・フロー・ヘッジにおいて一般的に使用されるデリバティブである。
- BC67** したがって、本公開草案における提案を適用すると、ヘッジ会計は改革によって要求される変更について中止されないので、当審議会は、企業がキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に累積された金額を代替的な指標金利に基づくものとみなすことを提案することを決定した。このため、IFRS 第 9 号の 6.5.11 項(d)及び IAS 第 39 号の第 97 項を適用するにあたり、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に累積された金額は、代替的な指標金利に基づくヘッジされたキャッシュ・フローが純損益に影響を与えるのと同じ期間において、純損益に振り替えることになる。
- BC68** B67 項に記述したアプローチは、次のような当審議会の見解と整合的である。それは、ヘッジ関係が改革によって要求される変更の影響を受ける場合に、改革によって要求される変更だけを理由にヘッジ会計を中止せず金額を純損益に振り替えない方が、より有用な情報が財務諸表利用者に提供されるというものである。これは、そのようなアプローチの方が、改革によって要求される変更の経済的影響をより忠実に表現することになるからである。
- BC69** IFRS 第 9 号の 6.8.5 項及び 6.8.10 項並びに IAS 第 39 号の第 102E 項及び第 102K 項の要求事項と整合的に、当審議会は、中止されたヘッジ関係についての同様の救済措置を提案すべきかどうかを検討した。当審議会は、ヘッジ関係が中止されてはいるが、ヘッジされた将来キャッシュ・フローが依然として発生すると見込まれる場合には、そのヘッジ関係から生じたキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に累積された金額は残ることに

着目した。当審議会は、ヘッジされた将来キャッシュ・フローが依然として発生すると見込まれる場合には、以前に指定されたヘッジ対象は、たとえヘッジ関係が中止されているとしても、改革によって要求される契約上のキャッシュ・フローの決定の基礎の変更の対象となることに留意した。

BC70 したがって、当審議会は、ヘッジ関係の継続についての提案と同様に、企業がキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に累積された金額を代替的な指標金利に基づくものとみなすという提案をすることを決定した。その金額は、代替的な指標金利に基づくヘッジされた将来キャッシュ・フローが純損益に影響を与えるのと同じ期間において純損益に振り替えられる。

項目グループ (6.9.15 項及び第 102X 項)

BC71 IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号には、ヘッジ関係において項目グループをヘッジ対象に指定することに関する具体的な要求事項がある。IAS 第 39 号におけるヘッジ関係において項目グループを指定するための適格要件には、グループの中の個々の項目が類似したリスク特性を有し、ヘッジされるものとして指定されるリスク・エクスポージャーを共有していることが含まれる。IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号は両方とも、項目グループのヘッジについて比例テストを要求している。ただし、金融資産又は金融負債のポートフォリオに関連した金利リスクの公正価値ヘッジは例外となる。

BC72 当審議会は、比例テストは、特にキャッシュ・フロー・ヘッジの場合に、項目グループの指定に関して規律を確保する上で重要な役割を果たしていることに留意した。比例テストとは、グループの中の個々の項目についてのヘッジされるリスクに起因する公正価値の変動が、項目グループのヘッジされるリスクに起因する公正価値の全体の変動におおむね比例すると見込まれるという要求である。

BC73 比例テストがこの文脈において重要であるのは、ヘッジ非有効部分を測定するにあたり、企業は通常、指定された項目グループと重要な条件が一致するデリバティブ（すなわち、仮想デリバティブ）を、ヘッジされるリスクに起因する指定された項目グループの価値の変動を計算するために定義する。グループの中の項目が類似したリスク特性を共有することを要求することで、単一の仮想デリバティブがそれらの条件と一致することが可能になる。グループの中の項目が異なるリスク特性を有する場合には、企業は異なる項目グループを共通のリスク特性に基づいて指定し、指定した項目グループのそれぞれについて別個に仮想デリバティブを定義して、仮想デリバティブがそうした異なるリスクに起因する公正価値の変動を捕捉するようにすることが必要となる。

BC74 しかし、当審議会は、指定された項目グループの中の金利指標に基づく金融商品と代替的な指標金利に基づく金融商品の両方が、引き続き、金利リスク管理目的でグループとして一緒に管理されるとしても、IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号の要求事項（BC73 項参照）を満たさないと、企業が当該項目グループについてヘッジ会計を将来に向かって中止することが必要となることに留意した。

金利指標改革—フェーズ 2

- BC75 当審議会は、項目グループのキャッシュ・フロー・ヘッジについては、ヘッジ対象が、依然として金利指標を参照している項目とすでに代替的な指標金利を参照している項目とで構成されている可能性があると考えた。したがって、本公開草案の 6.9.7 項及び第 102O 項を適用してヘッジ対象の記述を修正するにあたり、企業は、ヘッジ対象をそれらが参照している指標金利に基づいてサブグループに配分し、各サブグループについての指標金利をヘッジされるリスクとして指定することになる。企業は比例テストを各サブグループに別々に適用することになる。
- BC76 当審議会の考えでは、異なる指標金利を参照している各サブグループ（ヘッジ会計のその他の適格要件を満たすヘッジ関係の対象となっている）について別々に比例テストを実施することにより、ヘッジ対象の公正価値の変動を測定するために使用される「仮想デリバティブ」が、ヘッジ対象のグループのヘッジされるキャッシュ・フローを代表することになる。
- BC77 当審議会は、IAS 第 39 号の第 83 項の要求を適用する目的上、グループの中の項目はヘッジされるものとして指定されているリスク・エクスポージャーを共有しており、企業は当該要求を各サブグループに別々に適用することになると考えた。
- BC78 当審議会は、そのようなアプローチは IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号におけるヘッジ会計の要求事項に対する例外であることを承知していた。しかし、項目グループについての要求は各サブグループに別々に適用されるので、ヘッジ会計の要求事項の頑健性は維持される。当審議会は、これは他のヘッジ会計の要求事項がヘッジ関係の全体に適用されるからであり、したがって、いずれかのサブグループがこの提案している救済措置にかかわらず要求事項を満たさない場合には、当該ヘッジ関係についてのヘッジ会計の全体が中止されることに留意した。当審議会は、この会計上の結果は適切であると結論を下した。ヘッジ対象をグループのベースで指定する根拠は、企業が当該グループ全体について指定されたヘッジを管理していることであるからである。
- BC79 当審議会は、作成者にはヘッジ関係における各サブグループを別々に評価し、あるサブグループから別にサブグループに移った項目を追跡するために追加的なコストが生じることを認識した。しかし、当審議会は、企業はこのような情報を利用可能である可能性が高いと結論を下した。IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号が、ヘッジ関係の中で指定されたヘッジ対象を十分な具体性をもって識別し文書化することを企業に要求しているからである。したがって、当審議会は、ヘッジ会計の中止とそれにより生じる会計上の影響を避けることの便益の方が、関連するコストを上回ると結論を下した。

リスク要素及び部分の指定（6.9.16 項から 6.9.18 項及び第 102Y 項から第 102Z1 項）

フェーズ 1 の例外措置の適用の終了

- BC80 企業は、ある項目の全体又はある項目の構成要素（IAS 第 39 号では部分と表現している）をヘッジ関係におけるヘッジ対象として指定することができる。IFRS 第 9 号の 6.3.7 項(a)及び B6.3.8 項並びに IAS 第 39 号の第 81 項及び AG99F 項は、企業がある項目の特定のリスク（リスク要素）に起因するキャッシュ・フロー又は公正価値の変動の

みを指定することを認めている。

- BC81 フェーズ 1 の例外措置を開発した際に、当審議会は、リスク要素のうち、それが一部となっている項目の公正価値又はキャッシュ・フローに内在するもの（契約以外で定められたリスク要素）の識別には、当該リスクが関連しヘッジ活動が行われる特定の市場構造の文脈における関連性のある事実及び状況を企業が評価する必要があり、したがって、適格なリスク要素を決定するための「明確な境界線」はないと考えた。
- BC82 当審議会は、IFRS 第 9 号の 6.3.7 項(a)及び B6.3.8 項又は IAS 第 39 号の第 81 項及び AG99F 項を適用して、ある金利指標が独立して識別可能な要素であると企業が結論を下せるためには、ヘッジ関係の継続期間にわたる継続的な評価が必要となることに留意した。したがって、リスク要素が独立して識別可能であるという要求を引き続き満たしているかどうかについての企業の評価は、改革から生じる不確実性によって影響を受ける可能性がある。
- BC83 したがって、当審議会は、リスク要素が改革の結果として独立して識別可能ではなくなったという理由だけで企業がヘッジ会計を中止することにならないように、IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号を修正することを決定した。フェーズ 1 の例外措置は、金利リスクの指標要素のヘッジについて独立して識別可能の要求を適用することを企業に要求しているが、それはある項目がヘッジ関係において当初にヘッジ対象として指定されている場合のみである。ヘッジ会計のその他の適格要件を満たすことを条件に、ヘッジ関係の当初の指定の時点で独立して識別可能なものと評価されたヘッジ対象は、その後（又は、項目グループのヘッジの場合、同じヘッジ関係の中の項目のその後の再指定の際に）独立して識別可能という要求について見直しはしない。
- BC84 フェーズ 1 の例外措置を公表した際に、当審議会は、独立して識別可能という要求についての例外に関しては、適用の終了を要求しないことを決定した。この例外について終了日を設けると、企業がある時点でヘッジ会計を直ちに中止することを要求される可能性がある。改革が進むにつれて、（例えば、代替的な指標金利についての市場が確立されることにより）金利指標に基づくリスク要素が独立して識別可能ではなくなる可能性があるからである。当審議会の考えでは、企業が代替的な指標金利をリスク要素として指定できるようになる前にヘッジ会計を中止することは、フェーズ 1 の例外措置の目的と不整合となる。したがって、当審議会は、企業は、あるヘッジ関係に対してのフェーズ 1 の例外措置について、当該ヘッジ関係が IFRS 第 9 号又は IAS 第 39 号の要求事項を適用して中止される場合にのみ、適用を終了すべきであると決定した。
- BC85 独立して識別可能という要求に対するフェーズ 1 の例外措置（IFRS 第 9 号の 6.8.7 項から 6.8.8 項及び IAS 第 39 号の第 102H 項から第 102I 項参照）と本公開草案における提案との間の相互関係を検討した後、当審議会は、独立して識別可能という要求に対するフェーズ 1 の例外措置について、どの時点で企業が適用を終了しなければならないかが不明確である可能性があると考えた、

金利指標改革—フェーズ 2

BC86 当審議会は、改革から生じる不確実性が存在しなくなった後にフェーズ 1 の例外措置の適用を継続することは、不確実性が解消されているヘッジ関係の諸要素の実際の特徴も改革の経済的影響も忠実に表現しないことに留意した。したがって、当審議会は、独立して識別可能という要求に対するフェーズ 1 の例外措置は、次のいずれか早い方の時点で適用を終了することを提案している。

- (a) 6.9.7 項及び第 102O 項で提案しているように、改革によって要求される変更がヘッジ関係に加えられる時点
- (b) ヘッジ関係が中止される時点

「独立して識別可能」の要求の代替的な指標金利への適用 (6.9.16 項から 6.9.18 項及び第 102Y 項から第 102Z1 項)

BC87 本公開草案における提案を開発するにあたり、当審議会は、BC80 項から BC82 項で議論したのと同様の考慮が、キャッシュ・フロー・ヘッジ又は公正価値ヘッジのいずれかにおいて契約以外で定められたリスク要素としての代替的な指標金利の指定に当てはまることに留意した。これは、代替的な指標金利が、IFRS 第 9 号の 6.3.7 項(a)及び B6.3.8 項並びに IAS 第 39 号の第 81 項及び AG99F 項における要求事項（リスク要素は独立して識別可能で信頼性をもって測定可能でなければならない）を満たすと企業が結論を下せる能力は、改革の初期の段階において、特定の市場がまだ十分に発達していなくて、ゼロクーポン金利の期間構造が利用可能ではない場合には、影響を受ける可能性があるからである。

BC88 当審議会は、IFRS 第 9 号と IAS 第 39 号の双方が、ヘッジ会計に適格となるためにはリスク要素が独立して識別可能であることを要求していることに留意した。IFRS 第 9 号は、B6.3.9 項から B6.3.10 項及び B6.3.14 項において、具体的な要求事項及び例を示している。IAS 第 39 号の第 81 項も関連性のある要求事項を示している。当審議会は、IFRS 第 9 号と IAS 第 39 号とで文言の相違はあるが、独立して識別可能という要求についての概念及び原則は非常に類似していることに留意した。

BC89 当審議会は、改革の目的はいくつかの金利指標を改変するか又は代替的な指標金利に置き換えることであることを考慮すると、指定の時点ではそうでないとしても、合理的な期間内に、特定の市場又は法域における代替的な指標金利を参照した負債性金融商品の量及び流動性が IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号の要求事項を満たすのに十分となるであろうと企業が予想する可能性があることを認識した。

BC90 したがって、当審議会は、本公開草案の 6.9.16 項及び第 102Y 項における修正を提案することを決定した。契約以外で定められたリスク要素として指定された代替的な指標金利が指定された日において独立して識別可能であるという要求を満たさない場合において、代替的な指標金利がリスク要素として指定された日から 24 か月の期間内に独立して識別可能となると企業が合理的に見込んでいるときに、かつ、そのときにのみ、その指定の日において当該要求を満たしたものとみなすようにするものである。

- BC91 独立して識別可能という要求を継続的に評価するという IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号の要求事項と整合的に、代替的な指標金利が独立して識別可能であると企業が結論を下せるためには、適格条件となる 24 か月の期間中を含めた継続的な評価が必要となる。
- BC92 しかし、24 か月の期間中における繊細にバランスの取れた判断の複雑性を避けるため、当審議会はさらに、企業は、代替的な指標金利が 24 か月の期間中に独立して識別可能という要求を満たさないであろうと合理的に予想する場合に、かつ、その場合にのみ、24 か月の期間中にこの要求の適用を終了しなければならないと提案している。代替的な指標金利が、24 か月の期間中にも、その終了後にも、独立して識別可能という要求を満たさないであろうと企業が合理的に予想する場合には、企業はヘッジ会計を将来に向かって中止しなければならない。
- BC93 当審議会は、修正案は独立して識別可能という要求についてのみ適用され、信頼性をもって測定可能という要求には適用されないことを強調した。したがって、当該要素が指定時又はその後のいずれかにおいて信頼性をもって測定可能でない場合には、代替的な指標金利はヘッジ関係においてリスク要素として指定されるための適格要件を満たさない。同様に、ヘッジ関係が IFRS 第 9 号又は IAS 第 39 号に示されたヘッジ会計を適用するためのその他の要件を、代替的な指標金利が指定される日又は 24 か月の期間中のいずれかにおいて満たさない場合には、企業はヘッジ会計を中止しなければならない。当審議会は、独立して識別可能という要求についてのみ修正を提案することが、BC6 項に記述した目的を達成することになると決定した。
- BC94 当審議会は、24 か月という期間は恣意的な期間のように見える可能性があることを承知していた。しかし、当審議会は、修正案の一時的な性格を考えると、明確に定義された終了時点が必要であるという意見である。これはヘッジ会計の要求事項の頑健性の基礎となる要求事項の 1 つに対する重大な免除であるため、意図的に短期間としている。当審議会は、24 か月の期間は、IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号のヘッジ会計の要求事項を適用する企業を、特に関連する市場が十分に発達していない代替的な指標金利への移行の初期段階において、支援することになると考えた。したがって、当審議会は、代替的な指標金利がリスク要素として指定される日から 24 か月の期間は、代替的な指標金利が確立される際の短期的な混乱の可能性を避けつつ、企業が改革を導入して規制上の要求事項に準拠することを可能にするであろうと決定した。
- BC95 本公開草案における提案を開発した際に、当審議会は、本公開草案の 6.9.16 項及び第 102Y 項における救済措置を、代替的な指標金利がリスク要素として指定される日から 12 か月の期間についてのみ適用すると提案することを検討した。12 か月の期間は、いくつかの主要な金利指標の廃止の目標期日と概ね一致する。しかし、当審議会は、さまざまな法域において、改革又は金利指標の置換えに対するアプローチ及び予想される完了の時期がまちまちであることを認識した。当審議会は、12 か月の期間では、特に急速に変更されるヘッジ関係について、すべての法域にわたって十分な時間を提供することにならないであろうと懸念した。

金利指標改革—フェーズ 2

- BC96 当審議会は、提案している 24 か月の期間は、当審議会が具体的な終了日を要求していないフェーズ 1 の例外措置と不整合に見える可能性があることも認識していた。しかし、当審議会は、独立して識別可能という要求に対するフェーズ 1 の例外措置が、契約以外で定められたリスク要素が独立して識別可能という要求を満たしてヘッジ関係に対して、当該ヘッジ関係の開始時及びフェーズ 1 の例外措置が適用されるまでの期間中において適用されることに留意した。
- BC97 フェーズ 2 の提案がフェーズ 1 の提案と異なっているのは、代替的な指標金利が、契約以外で定められたリスク要素として独立して識別可能という要求をまだ満たしていないからである。言い換えると、フェーズ 1 の救済措置が適用されたヘッジ関係はすでにヘッジ会計を適用するための適格要件を満たしているが、本公開草案における提案が適用されることとなるヘッジ会計については同じことが言えない。したがって、当審議会は、独立して識別可能という要求に対する救済措置は、一時的な性質のものとするべきであると考えた。

強制適用

- BC98 当審議会は、修正案の強制適用を提案している。フェーズ 1 と同様に、当審議会は、これらの修正の任意適用を認めると、特定の会計上の結果を達成するための選択的な適用につながる可能性があると考えた。当審議会は、修正案が、かなりの程度、相互に関連しており一貫して適用する必要があることにも留意した。任意適用は、地域又は金融商品の種類によっては可能であるとしても、財務諸表において提供される情報の企業間での比較可能性を低下させることになる。
- BC99 さらに、当審議会は、修正案の強制適用は作成者及び他の影響を受ける関係者に多額の追加的なコストを生じさせないであろうと見込んでいる。修正案は、財務諸表利用者に有用な情報を提供しつつ、作成者に対する事務的負担を軽減するように設計されており、改革によって要求される変更を導入するためにすでに要求されているもの以外に、作成者による著しく多量の労力を必要としないであろうからである。

適用の終了

- BC100 当審議会は、本公開草案で提案している修正について具体的な適用終了の要求事項を提案していない。改革から生じる不確実性の期間中に適用されるフェーズ 1 の例外措置とは異なり、フェーズ 2 における修正案の適用は、金融商品又はヘッジ関係の変更が改革の結果として生じる点に関連したものである。したがって、その設計上、これらの修正案の適用には自然な終了がある。
- BC101 当審議会は、単純なシナリオでは、修正案はそれぞれの金融商品又はヘッジ関係の要素に一度だけ適用されることに留意した。しかし、当審議会は、異なる法域において適用される改革に対するアプローチの相違及び時期の相違のため、金融資産又は金融負債の契約上のキャッシュ・フローの決定の基礎の複数回の変更が改革によって要求される状

況があり得ることを認識した。これは、例えば、中央当局が金利指標の管理者としての立場で金利指標を代替的な指標金利に置き換える多段階のプロセスを行う場合に、当てはまる可能性がある。改革によって要求される金融商品の契約上のキャッシュ・フローの決定の基礎の変更のそれぞれが行われるにつれて、企業は当該変更を会計処理するために本公開草案の 6.9.3 項から 6.9.6 項の修正案を適用することを要求される。

BC102 本公開草案の 6.9.10 項及び第 102R 項で述べているように、当審議会は、企業が異なるヘッジ関係の正式な指定を異なる時点で修正する場合や、ヘッジ関係の正式な指定を複数回修正する場合があると考えた。例えば、企業がヘッジ手段に指定したデリバティブに対して改革によって要求される変更を最初に行うが、ヘッジ対象に指定した金融商品に対して改革によって要求される変更はその後の日にならないと行わないという場合がある。修正案を適用するにあたり、企業はヘッジ文書化を修正して、ヘッジ手段の記述を代替的な指標金利を参照するように修正することが要求される。ヘッジ関係のヘッジ文書化は、その後の日に、ヘッジ対象及び／又はヘッジされるリスクの記述を変更して代替的な指標金利を参照するように再度修正しなければならないこととなる。

BC103 本公開草案の 6.9.16 項及び第 102Y 項で提案しているリスク要素のヘッジについての修正案は、代替的な指標金利が独立して識別可能であると企業が結論を下す能力が、改革の影響を直接受ける場合には、指定日にのみ適用されることとなる。したがって、企業は、代替的な指標金利が独立して識別可能なリスク要素であると結論を下すことができない他の状況においては、修正案を適用することができない。

BC104 本公開草案の第 102S 項における修正案は、IAS 第 39 号における遡及的な評価の目的上（かつ、その目的でのみ）、公正価値変動の累計額をゼロに戻すことを要求しているが、これは IAS 第 39 号の第 102G 項における遡及的な評価に対する例外の適用が終了となる日において適用されるのみである。

開 示

BC105 開示に関する提案を修正案に付属させるかどうかを決定するにあたり、当審議会は、財務諸表利用者に有用な情報を提供することの便益と作成者が当該情報を提供するためのコストとのバランスを取ることが重要であると認識した。このバランスを達成するため、当審議会は、改革が企業の金融商品及びリスク管理に与える影響に関して財務諸表利用者に有用な情報を提供する開示の提案を、当該情報の提供のコストが修正案の便益を上回るような開示を要求せずに開発することを図った。

BC106 フェーズ 2 についての開示要求を追加する必要があるかどうかを評価するにあたり、当審議会は、現行の表示及び開示の要求事項がどの程度、改革が企業の財務諸表に与える影響に関しての情報の提供を要求することになるのかを検討した。当審議会は、改革が企業の財務諸表に与える影響を理解するために財務諸表利用者が必要とする情報並びに作成者が追加的な情報を開示するための増分コスト及び当該コストが当審議会が提案し

金利指標改革—フェーズ 2

ている救済措置の便益とどのようにバランスするのも検討した。さらに、当審議会は、フェーズ 1 の一部として要求された開示との潜在的な相互関係を検討した。

- BC107 当審議会は、企業は IFRS 第 7 号などの開示要求を適用して改革に関しての何らかの情報を提供することを要求されるが、一部の情報は現在の開示要求では捕捉されない可能性があると考えた。例えば、IFRS 第 7 号の第 20A 項における金融資産の認識の中止時に認識される利得又は損失を開示する要求は、改革の影響に関する情報を提供しないであろう。本公開草案の提案を改革の影響を直接受ける金融商品に適用すると、金融資産又は金融負債の認識の中止は生じず、したがって、それによる利得又は損失が企業の財務諸表に認識されることもないからである。
- BC108 当審議会は、修正案がなかった場合に改革の影響がどのようになっていたのかの定量的な開示を要求する提案はしないことを決定した。そのような情報を提供するコストが修正案によって提供される便益を上回る可能性があるからである (BC105 項参照)。同じ理由で、当審議会は、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の第 28 項(f)で要求されている開示の提供を企業に要求する提案をしないことも決定した。
- BC109 当審議会は、本公開草案の第 24I 項から第 24J 項に示した限定的な追加の開示要求を提案することを決定した。IFRS 第 7 号の第 24I 項に示した開示要求の目的を踏まえ、当審議会の見解は、企業はこの情報を、本公開草案に示した IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号、IFRS 第 4 号又は IFRS 第 16 号の修正案の適用時に提供すべきであるというものである。

発効日及び経過措置

- BC110 本公開草案で提案した修正の緊急性を認識して、当審議会は、修正案の発効日を 2021 年 1 月 1 日以後開始する事業年度とし、早期適用を認めると提案することを決定した。
- BC111 当審議会は、修正を IAS 第 8 号に従って遡及適用することを提案している。当審議会は、企業が修正案を最初に適用する前に本公開草案の 6.9.7 項及び第 102O 項で提案しているようにヘッジ関係を修正する状況があり得ること、及び現時点で有効な IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号の要求事項はヘッジ会計を中止することを企業に要求することを認識した。当審議会は、本公開草案の 6.9.7 項及び第 102O 項における修正案の理由 (BC46 項から BC47 項参照) が、こうした状況にも同様に当てはまることに留意した。したがって当審議会は、改革によって要求される変更を適切に反映するために企業がヘッジ文書化において行った変更だけを理由とするヘッジ会計の中止は、当該変更が生じた時期に関係なく、財務諸表利用者に有用な情報を提供しないであろうと考えた。
- BC112 当審議会は、中止されたヘッジ関係の復活は、IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号におけるヘッジ会計に関しての当審議会の以前の決定と矛盾することを認識した。これは、ヘッジ会計は将来に向かって適用されるものであり、それを中止されたヘッジ関係に遡及適用することは、通常、事後的判断の使用を要するからである。しかし、当審議会は、改革という具体的な状況においては、企業は通常、中止されたヘッジ関係を事後的判断を

使用せずに復活させることが可能であろうと考えた。当審議会は、これは非常に限定的な対象に対して短期間について（すなわち、これらの修正案が中止の時点で適用されていたならば、中止されていなかったであろうヘッジ関係について）適用されることに留意した。したがって、当審議会は、企業が修正案を適用する前に、改革によって要求される変更のみを理由として中止されたヘッジ関係を、本公開草案の 7.2.37 項又は第 108I 項で定めているように復活させることが要求されると提案することを決定した。

- BC113 当審議会は、修正案の遡及適用を提案することを決定した。将来に向かっての適用とすると、代替的な指標金利への移行が修正の発効日の後に行われた場合にのみ企業が修正を適用する結果となるからである。
- BC114 フェーズ 1 についての経過措置と整合的に、当審議会は、企業は比較情報の修正再表示を要求されないと提案することを決定した。ただし、企業は、事後的判断を使用せずに可能である場合に、かつ、その場合にのみ、過去の期間を修正再表示することを選択できる。
- BC115 当審議会は、IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」の修正を検討しなかった。IFRS 基準を IFRS 第 1 号で要求しているように最初に採用する企業は、IFRS 基準を本公開草案で提案している修正及び該当がある場合には IFRS 第 1 号における経過措置を含めて適用することとなる。

他の IFRS 基準を適用する際の改革の潜在的な影響

- BC116 本公開草案における提案を開発するにあたり、当審議会は、IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号以外の IFRS 基準の要求事項を適用する際に改革が企業の財務諸表に与える潜在的な影響も検討した。当審議会は、具体的には IFRS 第 16 号「リース」、IFRS 第 17 号「保険契約」及び IFRS 第 13 号「公正価値測定」の文脈における要求事項の適用から生じる潜在的な影響を検討した。
- BC117 当審議会は、いくつかの公正価値測定技法を適用する際に、企業は一般的に、一般に相場のある間隔で観察されるイールドカーブから算出される割引率を適用する。実務上、これらのイールドカーブの多くは、金利指標を参照している金融商品に対する利回りに基づいている。このため、改革は割引率全般に対して間接的な影響を有する可能性があり、したがって、公正価値測定に対して影響を有する可能性がある。

IFRS 第 16 号「リース」(第 104 項から第 106 項)

- BC118 一部のリースは、IFRS 第 9 号の 6.8.2 項に記述された改革の対象となる金利指標を参照しているリース料を含んでいる。IFRS 第 16 号は、金利指標を参照している変動リース料をリース負債の測定に含めることを借手に要求している。
- BC119 IFRS 第 16 号を適用して、変動リース料の決定の基礎を変更するようにリース契約を条件変更することは、リースの条件変更の定義を満たす。リース料の計算の変更は、リー

金利指標改革—フェーズ 2

スの対価を決定する当初の契約条件を変更することになるからである。

- BC120 IFRS 第 16 号は、企業が、改訂後のリース料を改訂後の割引率で割り引いてリース負債を再測定することによって、リースの条件変更を会計処理することを要求している。その改訂後の割引率は、残りのリース期間についてのリースの計算利率（その率が容易に算定できる場合）、又は条件変更の発効日における借手の追加借入利率（リースの計算利率が容易に算定できない場合）として決定される。
- BC121 しかし、当審議会の考えでは、条件変更が改革によって要求されるものに限定される場合に、借手の追加借入利率の全体を見直すことは、条件変更後のリースの経済的影響を反映しないことになる。そのような要求は、特に、改革の対象となる金利指標を参照しているリースが異なる時点で修正されると見込まれる場合に、作成者に追加的なコストを課すことになる。これは、リースの条件変更のそれぞれの発効日において、作成者が新たな追加借入利率を決定しなければならなくなるからである。
- BC122 BC26 項に示した理由で、当審議会は、改革によって要求されるリース条件変更を IFRS 第 16 号の第 42 項を適用して会計処理する実務上の便法を提案している。提案している実務上の便法は、改革によって要求される変動リース料の決定の基礎の変更を反映する割引率を使用してリース負債を再測定することを要求している。この実務上の便法は、改革の結果として将来のリース料の決定の基礎を変更するすべてのリースの条件変更に適用される（本公開草案の 6.9.1 項から 6.9.4 項参照）。この目的上、IFRS 第 9 号の修正案と整合的に、改革によって要求されるリースの条件変更とは、リースの条件変更のうち次の両方の条件を満たすものである。すなわち、条件変更が改革の直接の結果として要求されており、かつ、リース料の決定の新たな基礎が従前の基礎（すなわち、条件変更の直前の基礎）と経済的に同等であるものである。
- BC123 リースの条件変更に対して提案している実務上の便法は、改革によって要求されるリースの条件変更のみに適用される。改革によって要求されるものに加えてリースの条件変更が行われる場合には、企業は、改革によって要求される条件変更を含めて、同時に行われるすべての条件変更を会計処理するために IFRS 第 16 号の要求事項を適用することを要求される。
- BC124 金融資産及び金融負債の条件変更に関する実務上の便法についての提案（本公開草案の 6.9.3 項から 6.9.6 項参照）とは対照的に、当審議会は、改革によって要求されるリースの条件変更とその他のリースの条件変更の順序を定めないことを決定した。会計上の結果は、企業が改革によって要求されるリースの条件変更とその他のリースの条件変更を会計処理する順序に関係なく、異ならないであろう。
- BC125 当審議会はまた、貸手の観点からは、正味ファイナンス・リース投資未回収額の測定に含まれるリース料に、金利指標を参照している変動リース料が含まれる場合があると考えた。当審議会は、貸手の観点からのリース契約の条件変更の会計処理に関する要求事項の変更を提案しないことを決定した。当審議会がこのような変更を提案していないのは、ファイナンス・リースについては、貸手は IFRS 第 9 号の要求事項をリースの条件

変更に適用することを要求されるので、本公開草案の 6.9.3 項から 6.9.6 項における修正案が、それらの条件変更が改革によって要求される場合に適用されることになるからである。オペレーティング・リースについては、当審議会は、貸手についての IFRS 第 16 号の要求事項の適用が、オペレーティング・リースの会計モデルの仕組みに照らして、改革によって要求される契約条件の変更を適切に反映することになると決定した。

IFRS 第 17 号「保険契約」

- BC126 当審議会は、一部の保険契約が金利指標に基づくキャッシュ・フローを含んでいることに着目した。例えば、金利保証に基づく保険契約者から受け取る保険料又は保険契約者への支払であり、これらは改革の影響を受ける可能性がある。
- BC127 IFRS 第 17 号を適用して、保険契約は、保険契約において定められた義務が消滅する時又は IFRS 第 17 号の第 72 項における具体的な条件が満たされる時に、認識の中止を行うことを要求される。これらの条件には、既存の契約の条件変更が、仮に新たな条件がずっと存在していたとした場合には、契約の会計処理を著しく変えていたであろうという状況が含まれる（例えば、当初の契約は直接連動有配当保険契約の定義を満たしていたが、条件変更後の契約はその定義を満たさなくなった場合、又はその逆の場合）。
- BC128 当審議会は、保険契約の唯一の条件変更が改革によって要求されるものである場合には、そのような条件変更は保険義務の消滅を生じさせず、したがって当該契約の認識の中止にはつながらないと考えた。
- BC129 したがって、当審議会は、IFRS 第 17 号の要求事項を改革によって要求される条件変更に適用すると、条件変更後の条件が契約の開始時に存在していた場合（すなわち、IFRS 第 17 号の第 72 項における認識の中止の条件が満たされる場合）には、保険契約について異なる会計上の結果を生じさせる可能性が高いと考えた。当審議会の考えでは、本公開草案で定義している、改革によって要求される条件変更についての要求事項は、そうした条件変更が条件変更の直前のキャッシュ・フローと経済的に同等のキャッシュ・フローを生じさせるというものであるため、当該要求事項は認識の中止を生じさせないはずである。
- BC130 したがって、企業は、認識の中止を生じさせない条件変更を、関連する保険契約グループの履行キャッシュ・フローの見積りを変更することによって会計処理するにあたり、IFRS 第 17 号の第 73 項を適用することになる。当審議会は、見積られる履行キャッシュ・フローが、改革によって要求される条件変更の時点で著しく変化するとは予想していない。条件変更の後に、企業は履行キャッシュ・フローの再見積りを、IFRS 第 17 号で要求しているように、各報告期間末における代替的な指標金利に基づいて行う。
- BC131 当審議会は、改革によって要求される保険契約の条件変更を会計処理するための IFRS 第 17 号の修正を提案していない。見積られる履行キャッシュ・フローが、改革によって要求される条件変更の時点で著しく変化するとは予想していないからである。しかし、当審議会は、改革によって要求される条件変更を行うことに加えて、企業が保険契

金利指標改革—フェーズ 2

約者との保険契約の他の条件を再交渉する場合には、当該他の条件変更が IFRS 第 17 号の第 72 項を適用して契約の認識の中止を生じさせる方法で行われる可能性がある。当審議会は、改革によって要求される条件変更を含むすべての条件変更を会計処理するにあたり IFRS 第 17 号を適用することは、改革の経済的な影響を忠実に表現することになると結論を下し、したがって、IFRS 第 17 号の修正は必要ないと決定した。

IFRS 第 13 号「公正価値測定」

BC132 当審議会は、改革により、金利指標の流動性が低下するため、金融資産又は金融負債の公正価値を測定するために使用されるインプットの観察可能性に影響が及ぶ可能性があり、ひいては、金利指標に基づく金融商品が IFRS 第 13 号を適用した公正価値ヒエラルキーの中のより低いレベルに振り替えられる結果となる可能性があることに留意した。本公開草案における提案に至った審議の間に、当審議会は、より多くの金融商品が公正価値ヒエラルキーのレベル 3 に分類されることが、銀行などの規制対象企業が保有することを要求される規制資本の金額に与える潜在的な影響についての利害関係者の懸念を知らされた。レベル 3 の金融商品のリスク・ウェイトがより高い場合には、自己資本の要求がより高くなる。

BC133 当審議会は、IFRS 第 13 号が要求している公正価値ヒエラルキーへの金融商品の分類が、公正価値測定を作成するために使用される評価技法及びインプット並びに評価における観察可能でないインプットの重要度に関して、財務諸表利用者に有用な情報を提供することに留意した。インプットの観察可能性の変化の結果としての分類変更は、経済的な相違を反映する。当審議会は、公正価値ヒエラルキーに関しての要求事項の何らかの修正を提案することは、財務諸表利用者に提供されている有用な情報の喪失を生じさせ、したがって、フェーズ 2 の目的と不整合となると結論を下した。したがって、当審議会は IFRS 第 13 号の要求事項に対する修正を提案していない。

割引率

BC134 BC117 項で述べたように、当審議会は、IFRS 基準で要求されている割引率全般の計算に対し、改革が間接的な影響を有する可能性があり、したがって、公正価値測定に関して結果的な影響があり得ることに留意した。同様に、金利指標は IFRS 基準で要求されている割引率の主要な構成要素であることが多く、改革から生じる割引率の計算の変更が公正価値以外の評価に影響を与える可能性がある。影響を受ける可能性のある潜在的な領域の例には、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」を適用した引当金、IAS 第 19 号「従業員給付」を適用した確定給付制度債務、IAS 第 36 号「資産の減損」を適用した非金融資産の減損の評価のための使用価値モデルが含まれる。

BC135 当審議会の考えでは、改革の結果として割引率の変更がある場合の見積りの変更の会計処理について IAS 第 8 号の要求事項を適用することは、適切な会計処理を決定するための適切な基礎を提供し、財務諸表利用者に有用な情報を提供する。したがって、当審議会は、IFRS 基準における割引率に関する要求事項の修正を提案していない。